

令和3年3月9日

令和3年第1回奥多摩町議会定例会会議録

令和3年3月5日 開会

令和3年3月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和3年第1回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和3年3月9日午前10時00分、第1回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和3年第1回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和3年3月9日（火）

午前10時00分 開議

会 期 令和3年3月5日～3月18日（14日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第15号	令和2年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）	原案可決
3	議案第16号	令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
4	議案第17号	令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
5	議案第18号	令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
6	議案第19号	令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決
7	議案第20号	令和2年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
8	議案第21号	令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
9	議案第22号	令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
10	議案第23号	令和3年度奥多摩町一般会計予算	予算特別委員会付託
11	議案第24号	令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
12	議案第25号	令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算	予算特別委員会付託
13	議案第26号	令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算	予算特別委員会付託
14	議案第27号	令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算	予算特別委員会付託
15	議案第28号	令和3年度奥多摩町介護保険特別会計予算	予算特別委員会付託
16	議案第29号	令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計予算	予算特別委員会付託
17	議案第30号	令和3年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算	予算特別委員会付託

（午後4時35分 散会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 15 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）、日程第 3 議案第 16 号 令和 2 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 4 議案第 17 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5 議案第 18 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）、日程第 6 議案第 19 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 7 議案第 20 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 8 議案第 21 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 9 議案第 22 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 15 号から議案第 22 号までの一般会計をはじめとする特別会計、企業会計全 8 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、内容等につきましては、各課長から説明させていただきますので、私からは、概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第 15 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 6 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 6,965 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 6,545 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条繰越明許費でございますが、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」によるもの。

第 3 条町債の補正でございますが、町債の追加は、「第 3 表町債補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

分担金及び負担金のうち、負担金は 56 万 5,000 円を減額し、分担金及び負担金の合計を 728 万 3,000 円に、使用料及び手数料は、使用料及び手数料の実績により、合計で 92 万 3,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1 億 1,499 万円に、国庫支出金は、国庫負担金及び国庫補助金において新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、感染症対応地方創生臨時交付金の増などに伴い、合計で 8,962 万 6,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 10 億 6,948 万円に、都支出金は、都補助金において林業費及び道路橋梁費の減などに伴い、合計で 1 億 3,075 万 7,000 円を減額し、都支出金の合計を 27 億 6,536 万 8,000 円に、財産収入のうち、財産運用収入は、138 万 5,000 円を減額し、財産収入の合計を 4,096 万 7,000 円に、寄付金は、一般寄付金及びふるさと納税寄付金の増により、419 万 5,000 円を追加し、寄付金の合計を 589 万 5,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は、1 億 2,700 万円を減額し、減債基金及び公共施設整備基金に戻し、繰入金の合計を 1 億 6,725 万円に、諸収入は、実績により、合計で 799 万 1,000 円を減額し、諸収入の合計を 4 億 5,314 万 3,000 円に、町債は、減収補てん債の追加により、514 万 1,000 円を追加し、町債の合計を 9,524 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1 億 6,965 万 9,000 円を減額し、歳入の合計を 76 億 6545 万 6,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

はじめに、議会費は、111 万 5,000 円を減額し、議会費の合計を 9,284 万 1,000 円に、総務費は、総務管理費で財産調整基金に 3,000 万円、減債基金に 6,013 万円、庁舎建設基金に 5,014 万 2,000 円を積み立てるなど、総務費合計で 1 億 8,704 万 4,000 円を追加し、総務費の合計を 10 億 8,779 万 8,000 円に、民生費は、社会福祉費で事業の実績に伴い、4,072 万 2,000 円を減額するなど民生費合計で 3,295 万円を減額し、民生費の合計を 12 億 4,484 万円に、衛生費は、保健衛生費で新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する費用を計上したことにより、衛生費合計で 3,119 万 2,000 円を追加し、衛生費の合計を 5 億 8,883 万 9,000 円に、農林水産業費は、林業費で西川線林道開設工事費用を減するなど農林水産業費合計で 3,486 万 9,000 円を減額し、農林水産業費の合計を 7 億 4,468 万 9,000 円に、商工費は、観光費でふれあいまつりの中止、観光施設整備工事費の減等により、商工費合計で 3,808 万 2,000 円を減額し、商工費の合計を 3 億 4,961 万 9,000 円に、土木費は、道路橋梁費で委託費及び工事費等の額の確定に伴い、土木費合計で 2 億 1,363 万 3,000 円を減額し、土木費の合計を 11 億 6,841 万 4,000 円に、4 ページをご覧ください。消防費は、防災行政用無線戸別受信機設置事業の額の確定等に伴い、3,324 万円を減額し、消防費の合計を 2 億 9,955 万 5,000 円に、教育費は、それぞれの項目で事業の実績

により、教育費合計で2,402万2,000円を減額し、教育費の合計を6億1,598万2,000円に、災害復旧費は、新型コロナウイルス感染症対策費で事業の実績により、581万5,000円を減額し、災害復旧費の合計を12億2,930万5,000円に、諸支出金のうち、定住促進基金費は5万2,000円を追加し、諸支出金の合計を88万円に、予備費は、予算調整により、422万1,000円を減額し、予備費の合計を3,120万円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1億6,965万9,000円を減額し、歳出後の合計額を歳入の合計額と同額の76億6,545万6,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表繰越明許費でございますが、掲載の2事業につきましては、事業を実施するための十分な事業期間を確保することが困難なため、翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

はじめに、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、金額6,870万6,000円。款11災害復旧費、項3過年度災害復旧費、事業名、山葵田災害復旧事業、金額4,500万円でございます。

6ページをご覧ください。第3表町債補正でございますが、減収見込み分を補てんするための減収補てん債として限度額514万1,000円を予定するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

次に、議案第16号 令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,881万2,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、宿泊室使用料を125万円減額し、使用料及び手数料の合計を172万円に、諸収入は、雑入で62万円を減額し、諸収入の合計を45万6,000円とするもので、今回の歳入補正額は、187万円を減額し、歳入の合計額を7,881万2,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、利用管理費は、職員手当等委託料など187万円を減額し、総務費の合計を7,800万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の187万円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の7,881万2,000円とするものでございます。

以上で、議案第 16 号の説明を終わります。

次に、議案第 17 号 令和 2 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 367 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,243 万 6,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、野営場使用料を 674 万円減額し、使用料及び手数料の合計を 766 万 4,000 円に、繰入金のうち、他会計繰入金は、一般会計繰入金を 376 万 6,000 円追加し、繰入金の合計を 1 億 4,976 万 3,000 円に、諸収入のうち、雑入は 70 万 4,000 円を減額し、諸収入の合計を 344 万 4,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 367 万 8,000 円を減額し、歳入の合計額を 1 億 6,243 万 6,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、一般管理費は、79 万 3,000 円を減額、利用管理費は、需用費等の減に伴い、288 万 5,000 円を減額し、総務費の合計を 1 億 6,234 万 8,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 367 万 8,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 1 億 6,243 万 6,000 円とするものでございます。

以上で議案第 17 号の説明を終わります。

次に、議案第 18 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,913 万 7,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、実績に伴い、87 万 8,000 円を追加し、国民健康保険税の合計を 9,615 万 8,000 円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は、災害臨時特例交付金の増により、35 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 464 万 7,000 円に、都支出金のうち、都補助金は、20 万円を減額し、都支出金の合計を 6 億 1,743 万 1,000 円に、諸収入のうち、雑入は、34 万 7,000 円を追加し、諸収入の合計を 50 万 5,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、138 万 4,000 円を追加し、歳入の合計額を 7 億 9,913 万 7,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、委託料の減などに伴い、47 万 7,000 円を減額し、総務費の合計を 853 万 4,000 円に、保険給付費のうち、療養諸費は、16 万 6,000 円を追加し、保険給付費の合計を 5 億 9,664 万 7,000 円に、保健事業費のうち、特定健康診査等事業費は、31 万 4,000 円を減額、保健事業費は、委託料の減等に伴い、332 万 1,000 円を減額し、保健事業費の合計を 1,107 万 7,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、83 万 9,000 円を追加し、諸支出金の合計を 1,196 万 8,000 円に、予備費は、予算調整により 449 万 1,000 円を追加し、予備費の合計を 469 万 8,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 138 万 4,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7 億 9,913 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

次に、議案第 19 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 561 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,471 万 4,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、後期高齢者医療保険料は、実績に伴い、24 万 6,000 円を追加し、保険料の合計を 7,699 万 1,000 円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は、449 万 3,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 549 万 1,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は、額の確定に伴い、1,072 万 9,000 円を減額し、繰入金の合計を 1 億 2,649 万 7,000 円に、諸収入のうち、受託事業収入は、37 万 7,000 円を追加し、諸収入の合計を 1,003 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、561 万 3,000 円を減額し、歳入の合計額を 2 億 2,471 万 4,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、財源組み替えによるもので予算の増減はなく、総務費の合計は、430 万 7,000 円、広域連合納付金は、実績に伴い、737 万 4,000 円を減額し、広域連合納付金の合計を 2 億 398 万円に、保健事業費は、26 万 1,000 円を追加し、保健事業費の合計を 746 万円に、葬祭費は、実績に伴い、150 万円を追加し、葬祭費の合計を 630 万円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 561 万 3,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 2,471 万 4,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

次に、議案第 20 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,994 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1,013 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

保険料のうち、介護保険料は、実績に伴い、895 万 1,000 円を減額し、保険料の合計を 1 億 6,266 万 4,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、実績に伴い、124 万 8,000 円を減額、国庫補助金は、9 万 4,000 円を減額し、国庫支出金の合計を 2 億 1,090 万円に、支払基金交付金は、301 万 4,000 円を減額し、支払基金交付金の合計を 2 億 2,602 万 4,000 円に、諸支出金のうち、都負担金は、実績に伴い、69 万 9,000 円を減額、都補助金は、131 万 6,000 円を減額し、都支出金の合計を 1 億 3,893 万 8,000 円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は、額の確定に伴い、777 万 5,000 円を減額、基金繰入金は、370 万 2,000 円を追加し、繰入金の合計を 1 億 5,073 万 6,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は、54 万 7,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 481 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1,994 万 2,000 円を減額し、歳入の合計額を 9 億 1,013 万 5,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、委託料の減などにより、475 万 3,000 円を減額し、総務費の合計を 1,596 万 6,000 円に、保険給付費のうち、介護サービス等諸費は、実績に伴い、400 万円を減額、介護予防サービス等諸費は、100 万円を減額、その他諸費は、1 万円を追加、特定入所者介護サービス等費は、100 万円を減額し、保険給付費の合計を 8 億 753 万 9,000 円に、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業費は、545 万 3,000 円を減額、包括的支援事業・任意事業費は、374 万 6,000 円を減額し、地域支援事業費の合計を 6,781 万 3,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,994 万 2,000 円を減額し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 9 億 1,013 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 20 号の説明を終わります。

次に、議案第 21 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は、実績に伴い、294万円を追加、手数料は、2万4,000円を追加し、使用料及び手数料の合計を6,382万1,000円に、国庫支出金のうち、国庫補助金は、24万円を減額し、国庫支出金の合計を50万円に、都支出金のうち、都補助金は、11万5,000円を追加し、都支出金の合計を34万6,000円に、繰入金のうち、一般会計繰入金は、額の確定に伴い、283万9,000円を減額し、繰入金の合計を5億5,847万9,000円とするもので、歳入の合計額については変更はございません。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、実績に伴い、79万8,000円を追加し、総務費の合計を2億679万1,000円に、事業費のうち、下水道事業費は、69万4,000円を減額、浄化槽市町村整備推進事業費は、8万3,000円を追加し、事業費の合計を5,684万6,000円に、予備費は、予算調整に伴い、18万7,000円を減額し、予備費の合計を74万9,000円とするもので、歳出の合計額及び予算総額に変更はございません。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第22号 令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条は、総則となります。

第2条令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量、第2号年間患者数入院「6,205人」を「5,110人」に、第3号一日平均患者数入院「17人」を「14人」に改める。

第3条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する、ということで、収入の病院事業収益のうち、医療収益は、2,387万8,000円を減額、医業外収益は、1,987万8,000円を追加し、病院事業収益の合計を4億9,600万円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用は400万円を減額し、病院事業費用の合計を収入と同額の4億9,600万円とするものでございます。

2ページをご覧ください。第4条予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費、第1号職員給与費「3億2,637万円」を「3億2,205万6000円」に改めるものでございます。

第5条予算第7条に定めた他会計からの補助金、第4号町出資金を第5号とし、第3号都支出金「8,333万7000円」を「8,363万7000円」に改め、同号を第4号とし、第2号の国民健康保険特別会計の次に第3号として国庫補助金「1,957万8000円」を加えるものでございます。

次に、第6条予算第8条に定めた棚卸資産購入限度額「4,790万4000円」を「4,711万8000円」に改めるものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

以上で、議案第15号から議案第22号までの全8会計の補正予算の説明を終わります。今年度最終の補正予算でございまして、今後の事業執行に欠かせない予算でございまして、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いいたします。

はじめに、議案第15号について各課長から順次所管の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） それでは、議案第15号 令和2年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の9ページをご覧ください。歳入でございます。

款12分担金及び負担金、項01負担金、目01民生費負担金では、節01児童福祉費負担金において56万5,000円を減額するもので、内訳でございますが、保育料負担金では、保育料保護者負担金の実績を見込んで16万6,000円を、児童育成費負担金では、学童保育料保護者負担金で、同じく実績見込みにより、39万9,000円をそれぞれ減額するものです。

款13使用料及び手数料、項01使用料、目01民生使用料、節01福祉施設使用料120万8,000円の減額は、指定管理で運営している高齢者在宅サービスセンター及び白丸デイサービスセンターから感染症対策の影響などからも収支の状況が悪化している申し出を受け、審査した結果、減免することとなったため皆減をするものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目03農林水産業使用料102万6,000円の減額は、節02農林水産施設使用料の減額で、説明欄記載の栃寄養魚池と峰谷養魚池について新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、管理釣場や旅館等からの需要が減り、経営状況が悪化したため、両漁協から養魚池使用料と借地料の免除申請があったことから、行政財産使用料審査会で審議し、免除の決定を行ったため皆減するものでございます。

次に、目 04 商工使用料 124 万 6,000 円の減額は、節 01 観光施設使用料で、説明欄記載の青目立不動尊休み処は、営業休止に伴い、使用料を減額し、氷川駐車場及び小丹波駐車場は、実績見込みにより、それぞれ増額を行うものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 05 土木使用料の 24 万 4,000 円の減額は、節 01 住宅使用料で 26 万 1,000 円を減額し、公営日向住宅及び町営栃久保第 2 住宅等の入居者退去に伴い、1 月末現在の調定見込額により 39 万 2,000 円を減額し、若者定住応援住宅使用料は、5 万 2,000 円の増額で、町営・公営住宅使用料過年度分につきましては、調定見込額により、7 万 9,000 円の増額を計上するものです。

次の節 02 道路・河川使用料の 1 万 7,000 円の増額は、道路占用 1 件及び河川占用 2 件の追加に伴う額の確定によるものです。

○教育課長（岡野 敏行君） 次の目 06 教育使用料 79 万 2,000 円の減額は、節 01 学校開放施設使用料、10 ページをご覧ください。節 02 社会体育施設使用料、節 03 美術館使用料において施設の臨時休館等により利用が減ったため、使用料、入館料を減額するものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 02 手数料、目 01 総務手数料 21 万 8,000 円の増額は、内訳として、節 03 閲覧手数料において説明欄記載の住民票閲覧件数増により、23 万 7,000 円の増額を見込み、節 05 再交付手数料においては、説明欄記載の各再発行手数料について制度廃止等に伴い、1 万 9,000 円の減額見込むものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 02 衛生手数料の 88 万 3,000 円の増額は、節 02 一般廃棄物許可手数料は見込みにより 2 件分を増額し、節 03 犬の登録等手数料は、実績により、2 万 7,000 円の減額、節 04 し尿処理手数料は、収入実績及び収入見込みにより、89 万円を増額するものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 款 14 国庫支出金です。項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金、節 01 社会福祉費負担金において 260 万 9,000 円の増額は、いずれも実績に基づく見込みにより、それぞれ説明欄記載の金額を増額、或いは減額するものでございます。節 02 児童福祉費負担金では、児童手当費負担金で、児童手当支給の実績に基づく見込みにより、87 万 1,000 円の減額、11 ページをご覧ください。子どものための教育・保育給付費負担金は、実績見込みにより、516 万 9,000 円を減額し、子育てのための施設等利用給付費負担金も実績に基づく見込みにより、35 万 6,000 円を減額するものでございます。

次に、目 02、衛生費国庫負担金、節 01 保健衛生費負担金では 2,330 万円を増額するも

ので、新たに新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を計上するものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金 4,293 万 4,000 円の増額は、節 01 総務費補助金において説明欄記載の補助金を決定通知によりそれぞれ増額を見込むもので、詳細は歳出でご説明いたします。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の節 04 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,000 万円の増は、国からの第 3 次交付分で、町への交付限度額は 9,833 万 8,000 円ではありますが、このうち予算計上額の 4,000 万円を令和 2 年度事業分として活用し、残りの 5,833 万 8,000 円は、国におきまして次年度への本省繰り越しを行い、町では令和 3 年度事業分として改めて活用する予定であります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において地域生活支援事業補助金、障がいの給付事業ですが、給付実績により、60 万円を減額し、節 02 児童福祉費補助金では、129 万 2,000 円を増額するもので、説明欄記載の事業についてそれぞれ実績見込みにより減額するものですが、最下段の児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金は、子育て推進係において子ども家庭総合支援拠点の立ち上げにより、186 万 4,000 円の皆増となります。

12 ページをご覧ください。目 03 衛生費国庫補助金、節 01 保健衛生費補助金では、2,735 万 7,000 円を増額するもので、説明欄記載の感染症予防事業費等補助金、風しん追加的対策予防接種事業では、クーポン券作成委託料の減により、45 万 6,000 円の減額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として 2,781 万 3,000 円を皆増するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 04 消防費国庫補助金は、193 万 8,000 円の減額となります。内訳ですが、節 01 防災費補助金で、説明欄記載の社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）で 80 万円の減額、同じ交付金の住宅・建築物土砂災害対策改修事業で 113 万 8,000 円の減額となり、除却分の 1 件の事業実績を残し、耐震設計及び土砂災害対策改修事業分は、今年度の申請見込みがなかったことから皆減するものでございます。

○教育課長（岡野 敏行君） 次の目 05 教育費国庫補助金 21 万 4,000 円の増額は、節 03 学校施設整備費補助金の学校施設環境改善交付金の増額で、古里小学校西側トイレ改修工事の補助金額の確定によるものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 03 国庫委託金、目 01 総務費委託金 4,000 円の減額は、内訳として、節 01 総務管理費委託費において説明欄記載の自衛官募集事務費 1 万

2,000 円の減額と中長期在留者居住地届出等事務費 8,000 円の増額を決定通知書により見込むものです。

次の目 02 民生費委託金 85 万 8,000 円の増額は、節 02 国民年金費委託金において基礎年金等事務費の増額につきましても決定通知により行うものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金では、620 万 2,000 円を減額するもので、節 01 社会福祉費負担金では、1 万 3,000 円の増額で、説明欄記載の各負担金について通知や実績に基づき、それぞれ増額、或いは減額をするものでございます。

13 ページをご覧ください。節 02 児童福祉費負担金 621 万 5,000 円の減額は、児童育成手当費負担金は、実績に基づく見込みにより、141 万 8,000 円の減額、児童手当費負担金も国庫負担金同様、9 万円の減額、子どものための教育・保育給付費負担金 452 万 9,000 円の減額は、説明欄記載の各負担金について実績に基づき、それぞれ増額、或いは減額するものですが、保育料無償化分、幼稚園分を含め 524 万 2,000 円の減額は、無償化分の歳入がなくなった訳ではなく、その上の記載の 3 歳以上、3 歳未満の負担金にそれぞれ組み込まれたことによるもので、子育てのための施設等利用給付費負担金は、実績に基づく見込みにより、17 万 8,000 円を減額するものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 03 土木費都負担金の 620 万 1,000 円の減額につきましては、海沢地区で実施いたしました地籍調査事業に係る補助金の交付額の確定によるものでございます。

○教育課長（岡野 敏行君） 次の目 04 教育費都負担金 171 万 5,000 円の減額は、小中学校水飲栓直結給水モデル事業負担金を減額するもので、奥多摩中学校水道直結工事の補助金額の確定によるものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、項 02 都補助金でございます。目 01 総務費都補助金は、2 万 9,000 円の増で、節 03 伐木事業補填収入が 4 万 4,000 円の増で、都水源林交付金の額確定によるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次の節 05 市町村民交通災害共済事務交付金の 1 万 5,000 円の減額は、東京都市町村総合事務組合からの交付確定によるものでございます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金において 601 万 5,000 円を減額するもので、14 ページをご覧ください。説明欄記載の補助金について、それぞれ事業実績及び今後の見込みにより減額するものですが、恐れ入りますが、13 ページにお戻りください。下から 3 行目の民生・児童委員協力事業は、小河内

地区の川野・留浦地区で協力員を選出しておりましたが、自治会統合により選出が行われなくなったため、12万5,000円を皆減するものです。

14 ページにお戻りください。説明欄記載の最下段の介護施設等簡易陰圧装置・換気設備設置支援事業補助金200万円の皆減は、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための設備の設置に係る経費を町が指定権者である施設事業所に町を経由し、間接補助をするための補助金でございましたが、対象施設で新型コロナウイルス感染症の影響により、期日までに設置できなくなったため減額をするものでございます。

節02 児童福祉費補助金127万6,000円の増額は、説明欄記載の事業についてそれぞれ実績見込みにより、増額、或いは減額するものですが、中ほどの子ども家庭支援センター事業160万4,000円の減額は、先ほどの国庫補助金の説明での子ども家庭総合支援拠点による児童虐待・DV対策等の補助金交付により、都の補助金が減額されるもので、その下の主任虐待ワーカー事業350万円の皆増は、資格職員が2名となり、その要件を満たしたことからの増額で、下から2行目の放課後児童健全育成事業では、特例措置法分として新型コロナウイルス感染症対策費が皆増したことにより、54万6,000円の増額となります。

次に、目03 衛生費都補助金では、619万7,000円を減額するもので、節01 保健衛生費補助金では、説明欄記載の各事業において実績見込みにより、それぞれ減額するものですが、4行目のへき地専門医療確保事業補助金177万円の減額は、眼科、耳鼻咽喉科検診について医師の確保等ができず、実施できなかったため皆減、最下段の東京都へき地診療所医療機器整備費補助金は、古里診療所のレントゲン機器の契約確定により214万4,000円を減額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目04 農林水産業費都補助金1,712万5,000円の減額は、内訳として、節01 農業費補助金396万8,000円を減額し、説明欄記載の農作物獣害防止対策事業費補助金の減額では、ワサビ田災害復旧工事を優先し、ワサビ田防護網設置事業を中止したことにより、75万円を皆減するもの、次の山村離島振興施設整備事業費補助金の減額は、ワサビ田モノレール設置事業を激甚災害指定に伴う補助金により復旧を進めることとしたため750万円を皆減するものでございます。

15 ページをお願いいたします。小規模土地改良事業補助金428万2,000円の計上は、ワサビ田災害復旧事業において現地調査ができていない85か所の調査委託を行うための補助金を補助率2分の1で見込むものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、節02 林業費補助金の1,315万7,000円の減額

は、都補助林道開設事業の西川側線林道開設工事においてコロナ禍の影響により、東京都との協議により、整備延長を 100 メートルから 50 メートルに縮小したことに伴い、補助金 1,287 万 7,000 円を減額するもので、都補助林道改良舗装事業費の減額は、安寺沢線林道改良工事の契約に伴い、補助金が確定したため 28 万円を減額するものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 05 商工費都補助金 1,106 万 6,000 円の減額は、内訳として、節 01 観光費補助金 1,066 万 1,000 円の減額で、観光施設整備等事業補助金 866 万 1,000 円の減額と、次の森林資源を活用した魅力創出事業補助金 200 万円の減額は、それぞれ事業費確定により補助金を減額するもの、次の節 02 商工費補助金 40 万 5,000 円の減額は、商店街チャレンジ戦略支援補助金で、中元大売り出しを中止としたため減額するものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 06 土木費都補助金の 7,024 万 5,000 円の減額につきましては、内訳として、節 01 道路橋梁費補助金の市町村土木費補助金を 6,934 万 5,000 円減額するもので、昨年 4 月の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出による都職員、町職員の在宅勤務、また、密の回避等により 7 月まで都庁での補助事業手続及び設計審査事務が実施できなかったため、契約工期の確保が困難なことから、東京都との協議により、一付線及び南平熊沢線を後年整備として補助金を皆減し、白丸丸の内西線では構造物の一部整備に係る補助金の確定に伴い、減額するものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、節 02 住宅費等補助金 90 万円の減額は、実績見込みに基づき減額するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 07 消防費都補助金は、80 万円の減額で、特定沿道建築物耐震化促進事業補助金で、国庫補助金と同様に、除却分の 1 件の事業実績を残し、耐震設計分は、今年度申請見込みがなかったことから皆減するものでございます。

○教育課長（岡野 敏行君） 次の目 08 教育費都補助金 36 万 6,000 円の減額は、はじめに、節 01 教育総務費補助金が 21 万 5,000 円の減額となります。説明欄の公立学校施設トイレ整備支援事業補助金と学校給食費臨時休業対策費補助金、公立学校木の教育環境整備補助金は、補助金額の確定によるものでございます。

次に、節 02 社会教育費補助金 15 万 1,000 円の減額は、町文化団体連盟に委託している放課後子供教室推進事業補助金を補助金額の確定により、減額するものでございます。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、16 ページをご覧ください。項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は、総額で 588 万 9,000 円の減額となります。内訳ですが、節 03 統計調査費委託金 110 万 1,000 円の減額は、説明欄記載の 3 つの統計調査の事業費確定によるもの

でございます。

次の節 05 選挙費委託金 478 万 8,000 円の減額は、東京都知事選挙費委託金で、選挙執行経費の精算により、委託金が確定したことから減額するものでございます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、目 03 衛生費委託金、節 01 保健衛生費委託金では、説明欄記載の事業の実績見込みにより、11 万円を減額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 04 農林水産業費委託金 439 万円の増額は、節 02 農林業費委託金で、ツキノワグマ緊急対策事業委託金を実績に基づき増額するものでございます。

次に、目 05 商工費委託金 8 万 8,000 円の増額は、河川等清掃委託金で、額確定に伴い、増額するものでございます。

○教育課長（岡野 敏行君） 次の目 07 教育費委託金 460 万 9,000 円の減額は、はじめに、節 01 教育総務費委託金が 70 万円を減額するもので、新型コロナウイルスの影響により、教職員初任者宿泊研修が中止になったことによるものでございます。

次に、節 02 社会教育費委託金 390 万 9,000 円の減額は、水と緑のふれあい館運営に係る東京都負担分を実績見込みにより減額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次に、款 16 財産収入でございます。項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入 158 万 6,000 円の減は、内訳としまして、節 01 貸地料が 35 万 1,000 円の減で、説明欄記載の貸地料について年間実績等を見込んだことによるものであり、次の節 02 貸家料 123 万 5,000 円の減は、17 ページに掛けまして説明欄記載の貸家料について、住宅に関しましては入退居や年間実績を見込んだことによるもので、旧小河内小関係と旧古里中に関しましては、国の緊急事態宣言等により営業自粛を余儀なくされた事業者貸し出し分につきまして収入減による経営状況が悪化し、財産価格審議会での審議を経て 6 か月分の貸家料免除を決定し、当該金額を本補正予算にて減額するものです。

○会計管理者（坂本 秀一君） 次に、目 02 利子及び配当金 20 万 1,000 円の増は、説明欄記載の各基金における利子の実績及び見込みによるものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 17 寄付金、目 01 一般寄付金 419 万 5,000 円の増は、説明欄記載の各寄付金実績及び見込みによるものです。

次の款 18 繰入金、項 02 基金繰入金では、目 02 減債基金繰入金が 1 億円の皆減、次の目 03 公共施設整備基金繰入金が 2,700 万円の皆減で、いずれも財源不足により、それぞれの基金から取りくずしていたものをそれぞれの基金に全額戻し入れするもので、補正後の繰入金は、合計で 1 億 6,185 万 9,000 円となります。

○会計管理者（坂本 秀一君） 次に、款 20 諸収入でございます。項 02、目 01 町預金
利子 3,000 円の増は、一般会計の利子の実績によるものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の項 05 雑入、目 01 弁償金は、18 ページに掛けま
して説明欄記載の行旅死亡人本人所持金増によるものです。

次の目 02 実費徴収金 379 万 5,000 円の減は、説明欄記載の各事業等の実績見込み等に
よるものです。

次の目 04 市町村振興宝くじ収益配分金 208 万円の減は、ハロウィンジャンボ宝くじ収
益配分金の交付額確定によるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 07 雑入 105 万 3,000 円の減額は、内訳として、
説明欄記載の広報広告収入は、実績見込みにより 3 万円を減額し、次の町ホームページバ
ナー広告収入は、掲載期間の要綱改正により、21 万 9,000 円の増額を見込み、次の木質
バイオマスチップ売払収入 116 万 6,000 円の減額は、令和 2 年 3 月末をもって東京都農林
水産振興財団のチップ製造工場の稼働が停止となったことから、買い取った材をチップ化
することができず、もえぎの湯へ売り払うことができなかつたため皆減し、次の水と緑の
ふれあい館太陽光余剰電力売払収入は、実績見込みにより 7 万 6,000 円を減額するもので
ございます。

次に、目 08 次世代自動車振興センター補助金は、25 万 9,000 円の減額で、説明欄記載
の充電インフラ整備事業費補助金として子ども家庭支援センターに配備いたしました電気
自動車の充電設備の整備を完了したことから、事業実績に伴い、補助金の確定によるもの
でございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 09 東京都環境公社補助金 84 万 6,000 円の皆
減は、節 01 地域環境力活性化事業補助金で、木質バイオマス推進事業に係る補助金で
ございますが、木質資源の循環ができなくなり、補助基準を満たすことができなくなつたた
め皆減するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 21 町債、目 02 減収補てん債は、514 万 1,000
円の皆増で、先ほど 6 ページの第 3 表町債補正でもご説明をいたしました。国では新型
コロナウイルスの影響により、景気変動に伴う通常を超える減収が生じる消費や流通にか
かわる 7 税目について減収補てん債の対象税目に加えることとしました。このうち町では
地方消費税交付金及び地方揮発油譲与税についての減収が見込まれるため、発行可能額と
なる 514 万 1,000 円を借り入れるために計上させていただくものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 15 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の給与費の説明を行います。総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） タブレット補正予算書 19 ページからは歳出に入りますが、その前に、人件費につきまして総括的に説明させていただきます。タブレットの補正予算書 73 ページの給与費明細書をご覧ください。

73 ページは、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。職員数の増減はございません。その他委員の報酬 162 万円の減額は、自治委員、副自治委員が昨年 4 月 1 日付で小河内自治会が統合したことから報酬の精査を行い、その他の各種委員会委員等は、実績により精査したものでございます。

次に、1 つ飛ばして期末手当は、長等及び議員で 128 万 3,000 円の減額は、年間所要額を精査し、不用額とするもので、給与費計では 290 万 3,000 円の減額でございます。

次の共済費は、8 万円の増額で、年間所要額を調整したもので、合計では 282 万 3,000 円を減額するものでございます。

次の 74 ページをご覧ください。一般職の給与費明細書でございます。上から 3 行目の比較の欄でございますが、職員数の括弧内の 1 名の増は、新型コロナウイルスワクチン接種事務対応のため、パートタイム会計年度任用職員を増員するもので、次の報酬 397 万 3,000 円の減額は、年間所要額を精査し、不用額とするもので、次の給与費の給料 55 万円の増額は、年間所要額を見込み、次の職員手当 539 万 5,000 円の減額は、年間所要額を精査し、不用額とするもので、給与費の計では 881 万 8,000 円を減額するものでございます。

次の共済費 161 万円の減額は、年間所要額を精査し、不用額とするもので、一般職は合計で 1,042 万 8,000 円の減額とするものでございます。

下段の表で職員手当の内訳では、地域手当 4 万 5,000 円の増額、超過勤務手当 11 万 1,000 円の増額及び通勤手当 6,000 円の増額は、年間所要額を見込み、下段の期末勤勉手

当 507 万 7,000 円の減額、退職手当組合負担金 48 万円の減額は、所要見込額の精査を行い、不用額とするものでございます。

次に、75 ページ、ア、常勤常勤職員と次の 76 ページ、イ、会計年度任用職員につきましては、ただいまご説明いたしました内訳でございますので、比較の金額のみの説明とさせていただきます。

75 ページ、ア、常勤職員の給与費明細書をご覧ください。比較のプランの人数に変更はございません。次の給与費の給料は、55 万円の増額。職員手当は、365 万 8,000 円の減額。給与費計で 310 万 8,000 円の減額。次の共済費は 148 万円の減額。合計では 458 万 8,000 円の減額で、各項目の所要額の精算によるものでございます。

次の 76 ページ、イ、会計年度任用職員の給与費明細書をご覧ください。比較の欄の職員数の括弧内の 1 名の増は、ワクチン接種によりパートタイム会計年度任用職員の増員によるもの。次の給与費の報酬 397 万 3,000 円の減額。1 つ飛ばして職員手当は 173 万 7,000 円の減額。給与費計で 571 万円の減額。次の共済費は、13 万円の減額。合計では 584 万円の減額で、各項目所要額の精算によるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

タブレット 19 ページにお戻りください。歳出に入ります。

○議会事務局長（原島 滋隆君） 19 ページをご覧ください。歳出となります。

款 01 議会費は、総額で 111 万 5,000 円の減額を見込むものです。内訳として、事業（01）議会事務局費は、7 万 5,000 円の減額を、節 08 旅費において職員の視察随行旅費を皆減したことにより見込み、次の事業（02）議会運営費 104 万円の減額は、節 03 職員手当等 21 万 3,000 円の減額は期末手当分、次の節 08 旅費は、議員費用弁償を 3 万円減額、節 09 交際費は、議長交際費を 15 万円減額、節 11 役務費は、タブレット通信料を 47 万 5,000 円減額、節 18 負担金・補助及び交付金は、17 万円減額を、今後の使用見込み等により、いずれも計上したことによるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は、総額で 407 万 2,000 円の減額となります。次の 20 ページをご覧ください。内訳ですが、事業番号（01）一般管理費 422 万 2,000 円の減額は、節 01 報酬 75 万円の減額は、小河内 4 自治会の統合に伴い、自治会長 3 名の減員及び副自治会長 1 名の増員に関わる報酬を精査したものでございます。

次の節 03 職員手当等 319 万円の減額、次の節 04 共済費の 17 万円の増額は、それぞれ人件費の調整によるもので、次の節 09 交際費 60 万円の減額は、町長交際費を執行見込み

により減額するもので、次の節 12 委託料 14 万 8,000 円の増額は、職員健康診断委託 18 万 1,000 円の増額と、次の職員採用試験委託 3 万 3,000 円の減額で、それぞれ実績見込みによるものでございます。

次に、(04) 庁舎管理費は、15 万円の増額となります。内訳ですが、節 10 需用費の消耗品で庁舎内の消火器の使用期限の更新によるものでございます。

次に、目 03 (01) 広報費は、3 万 1,000 円の増額となります。内訳ですが、節 10 需用費の印刷製本費 8 万 5,000 円の増額は、広報特集号の発行によるものと、次の節 11 役務費 5 万 4,000 円の減額は、新聞広告掲載料及びホームページ製作料を執行見込みにより減額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 21 ページをご覧ください。次の目 06 財産管理費は、2 万 9,000 円の減で、節 11 役務費において建物災害保険料の確定に伴う不用額となります。

次の目 07 企画費は、節 18 負担金・補助及び交付金が 2,309 万 3,000 円の増で、バス路線維持対策費補助金額の確定に伴う増であり、前年度の最終補正予算では 715 万 5,000 円の増額補正をさせていただきましたが、今回の補正では前年度と比較して 1,593 万 8,000 円の大幅な増となっております。この要因につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等の影響を受け、公共交通の利用控えが顕著となっており、大幅な減収となりました。この結果、西東京バスへの補助金は、別途災害復旧費に計上してあります日原系統バス路線運行確保事業補助金を除き、本計上科目では 6,509 万 3,000 円となります。

なお、今回の歳出補正増に対しましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源手当をしております。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 08 電子計算費は、901 万 3,000 円の減額となります。内訳ですが、(01) 電子計算管理費は、840 万 7,000 円の減額で、節 10 需用費 21 万 6,000 円の減額、節 11 役務費 35 万 4,000 円の減額、1 つ飛ばして、節 13 使用料及び賃借料 10 万円の減額は、それぞれ説明欄記載の項目を実績により減額するものでございます。中段の節 12 委託料 792 万円の減額は、西多摩郡 4 町村共同事業のコンサルタント委託料の執行見込みによるもので、下段の節 17 備品購入費 18 万 3,000 円の増額は、小・中学校の教職員の出退勤をシステムで管理することから iPad 用の Wi-Fi ルータを 3 台導入するものでございます。

次の 22 ページをご覧ください。(02) 電子計算開発費は、60 万 6,000 円の減額で、節 12 委託料において説明欄記載の電子計算機及び周辺機器更新委託によるもので、内訳の

内容では、デジタル手続法に向けた戸籍附票システム改修委託4万4,000円の減額、改正戸籍法デジタル法対応作業委託50万6,000円の減額、中間サーバプラットフォーム更改作業委託29万8,000円の減額、内部情報系システム無線アクセスポイント設置作業委託は、職員で作業ができたことから22万円を皆減し、固定資産税システムコロナ特例対応パッケージ改修作業委託費用を46万2,000円を追加するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目10基金運用費1億8,505万1,000円の増は、内訳としまして、(01)財政調整基金費が3,000万円の増で、これは歳入歳出予算調整により生じた一般財源を財政調整基金に積み立てるもので、次の(02)減債基金費は、6,013万円の増で、これは説明欄記載の利子及び一般財源を減債基金に積み立てるもので、次の(03)公共施設整備基金費は、173万9,000円の減で、説明欄記載の原資となります。利子、使用料等の減に伴い、公共施設整備基金への積み立てを減額するもので、次の(04)庁舎建設基金費は5,014万2,000円の増で、これは説明欄記載の利子及び一般財源を庁舎建設基金に積み立てるもので、次の(05)新型コロナウイルス感染症対策基金費は、4,651万8,000円の皆増で、これは議会第1日の議案第2号でご説明し、ご決定をいただきました新型コロナウイルス感染症対策基金に東京都の市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金を原資として積み立てるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目11車両費、(01)車両管理費は、次の23ページをご覧ください。205万2,000円の減額となります。内訳ですが、節12委託料177万2,000円の減額は、庁用バス管理委託は、使用実績により減額し、次の節14工事請負費28万円の減額は、子ども家庭支援センターに配備した電気自動車充電設備工事が完了したため不用額とするものでございます。

次に、目12、(01)交通安全対策費2万1,000円の減額は、節18負担金・補助及び交付金で、交通災害共済加入補助金、中学生以下の分の実績によるものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項02徴税费、目01税務総務費85万円の減額は、節03職員手当等及び節04共済費の所要量の調整によるものです。

次の項03戸籍住民基本台帳費29万円の減額は、節03職員手当等、節04共済費及び次のページ、節08旅費の所要額の調整によるものです。

次に、24ページになります。目02社会保障・税番号制度費176万7,000円の増額は、個人番号カード交付増に伴い、国庫補助金の個人番号カード補助金と同額を情報システム機構関連事務交付金として交付することを見込んだものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項04選挙費、目01、(01)選挙管理委員会費は、

43万円の減額となります。内訳ですが、節03職員手当等23万円の減額、節04共済費20万円の減額は、人件費の調整によるものでございます。

次に、目02、(01)選挙啓発費は、19万6,000円の減額となります。内訳ですが、節07報償費11万9,000円の減額と、次の節10需用費7万7,000円の減額は、明るい選挙推進委員の推進大会研修会、会議の謝礼及び選挙啓発に関わる経費がコロナ禍の中で中止となったことから説明欄記載の経費を皆減するものでございます。

次に、目04東京都知事選挙費478万8,000円の減額は、内訳ですが、次の25ページをご覧ください。令和2年7月5日に執行されました東京都知事選挙の執行経費の確定に伴い、節01報酬から次の26ページの節17備品購入費までの各予算科目を実績により不用額とするもので、補正後の予算額を834万5,000円とするものでございます。

次に、項05統計調査費、目01基幹統計費は、110万7,000円の減額となります。内訳ですが、(01)経済センサス統計調査費から(04)国勢調査費まで、それぞれ統計調査事業の終了に伴い、各事業の予算科目を不用額とし、基幹統計費全体では補正後の予算額を413万1,000円とするものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。項06、目01、(01)監査委員費は、5万円の減額で、説明欄記載の監査委員の旅費を執行見込みにより減額するものでございます。

以上で、款02総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 款03民生費です。項01社会福祉費、目01社会福祉総務費、(01)社会福祉総務費は、125万円を減額するもので、節03職員手当等、節04共済費において説明欄記載のとおり、職員人件費の調整によるものでございます。

(03)民生委員推薦会費は、節01報酬、節08旅費において見込みにより4万5,000円を皆減し、(04)民生・児童委員協力員事業費でも節07報償費及び28ページをご覧ください。節10需用費において実績に基づき、12万4,000円を減額するものでございます。

次に、(05)行旅死亡人取扱費においては、実績見込みにより33万1,000円を減額、(06)保護司活動費においても実績見込みにより9万5,000円を減額しております。

(11)災害救済資金貸付事業費は、一昨年の台風第19号で被災した方に建物建築等資金並びに用地造成資金を契約に基づき、工事完了後の約半額の貸し出しを行う予定でおりますが、資金繰りや新型コロナウイルス感染症の影響により、工事が途中で終わったため、貸付金額の変更を行い、事業を終了したため、474万5,000円を皆減するものです。

次に、(13)成年後見制度利用支援事業費においても実績見込みにより30万4,000円を減額、(14)福祉サービス第三者評価事業費では、認知症高齢者グループホームに対す

る第三者評価受審費の補助金ですが、施設での新型コロナウイルス感染症対策により、評価受審を実施しなかったため23万円を皆減するものです。

(17) 国民健康保険事業費30万4,000円の減額は、29ページをご覧ください。実績見込みにより人件費を調整するもので、(18) 少子化対策事業費では、節18 負担金・補助及び交付金において説明欄記載の事業をそれぞれ実績見込みにより、増額、或いは減額し、108万円を減額するものでございます。

(19) 地域保健福祉計画策定事業費では、契約の確定により、委託料190万3,000円を不用額とするものです。

目02 老人福祉費です。(01) 高齢者福祉地域支援事業費では、39万2,000円を増額するもので、節10 需用費では、見込みにより3万1,000円の減額。節12 委託料は、高齢者熱中症等対策事業で実績により、18万円を不用額とし、節19 扶助費では、在宅の高齢者に対し、申請に基づき、紙おむつを支給する事業ですが、実績見込みにより、60万3,000円を増額するものでございます。

30ページをご覧ください。(13) 高齢者在宅サービスセンター事業費では、財源組替えを行うもので、予算の増減はなく、(14) 福祉モノレール等整備事業費では、節14 工事請負費を実績見込みにより、300万円を減額、(15) 人にやさしい道づくり整備事業費でも節14 工事請負費で、実績見込みにより、100万円を減額するものです。

(21) 介護保険事業費では、988万5,000円を減額するもので、節01 報酬から節04 共済費については、人件費の調整により減額、節27 繰出金では、介護給付費繰出金から事務費繰出金まで、説明欄記載のとおり実績見込みにより、それぞれ減額し、最下段の低所得者保険料軽減繰出金については、対象者の増により、21万1,000円を増額するものです。

(22) 後期高齢者医療事業費では、節27 繰出金において、31ページをご覧ください。広域連合からの通知に基づき、説明欄記載の繰出金についてそれぞれ増額、或いは減額をするものです。

(25) 老人福祉施設等運営費補助事業費では、高齢者施設に対し、特例入所及び要介護3の対象者1人当たり年額5万円の助成を交付するものですが、実績により、30万円を減額するものです。

目03 心身障害者福祉費です。(02) 重度障害者見学事業費では、感染症対策による事業中止により、58万5,000円を皆減とするもので、(03) 在宅心身障害者福祉手当給付事業費の節19 扶助費から(05) 町単独精神障害者支援事業費の節19 扶助費まで、それぞれ実績に基づき不用額を整理するものでございます。

32 ページをご覧ください。次に、(08) 障害者総合支援事業費では、42 万 4,000 円を増額するものですが、節 01 報酬から節 11 役務費まで、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みに基づき増額、或いは減額するもので、節 12 委託料では、講演会手話通訳委託料は、感染症対策による講演会中止により、3 万 1,000 円の皆減、障害者計画・第 6 期障害者福祉計画策定業務委託料では、契約の確定により、160 万 2,000 円を減額するもので、節 13 使用料及び賃借料では、障害福祉システム使用料の延長契約により、227 万円の不用額を整理するもので、節 19 扶助費では、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みに基づき増額、或いは減額をするものでございます。

(09) 障害者医療事業費では、節 19 扶助費において実績見込みにより、200 万円を減額するものです。

(10) 障害者地域生活支援事業費では、節 12 委託料では、障がいのある方の外出時に手助けをするためのガイドヘルパー事業についてですが、実績見込みにより、2 万 3,000 円を増額。

33 ページをご覧ください。(14) 高次脳機能障害者支援促進事業費では、実績見込みにより、1 万 2,000 円を皆減。

(15) 自殺対策事業費では、それぞれ説明欄記載のとおり、感染症対策による講演会中止などの実績見込みにより、19 万円を減額するものです。

(16) 在宅障害者自立生活サポート事業費では、節 12 委託料で、感染症対策による事業中止した分 13 万 7,000 円を減額し、(18) 障害者地域活動支援センター事業費では、節 10 需用費から節 12 委託料まで、それぞれ説明欄記載のとおり、実績見込みにより、178 万 6,000 円を減額するものでございます。

目 04 福祉会館費、(01) 福祉会館費では、節 11 役務費において実績により、2 万 5,000 円を不用額とするものでございます。

34 ページをご覧ください。項 02 児童福祉費です。目 01 児童福祉総務費では、(01) 児童福祉費において節 07 報償費を説明欄記載のとおり、見込みより 7 万 2,000 円を減額し、節 13 使用料及び賃借料では、児童系福祉システム機器使用料が 11 月から再リースとなり、使用料が変更となったため 45 万 1,000 円を減額するものです。

(02) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費では、節 12 委託料において実績見込みにより 6 万円を減額し、節 22 償還金・利子及び割引料においては、前年度補助金の返還金 5 万 9,000 円の皆増となります。

(03) ひとり親家庭医療費助成事業費では、節 19 扶助費において実績見込みにより、

6万円を増額し、(04) 乳幼児医療費助成事業費では、節 19 扶助費において実績見込みにより、174 万 8,000 円を減額し、(05) 子ども医療費助成事業費では、節 19 扶助費において実績見込みにより、85 万円を減額し、(07) 子ども医療費町単独助成事業費でも節 19 扶助費において実績見込みにより、17 万 6,000 円を減額するものでございます。

35 ページをご覧ください。目 02 児童措置費です。(01) 保育所措置費では、節 08 旅費、節 11 役務費においてそれぞれ実績見込みにより減額し、節 12 委託料においては、公定価格の4月に遡及した改定及び施設型給付等に関わる加算により、1,423 万 2,000 円を増額するもので、節 18 負担金・補助及び交付金では、施設等利用補助金では実績見込みにより 71 万 1,000 円の減額、子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助金は、防災対策として2つの保育園に防災用品の補助金 113 万 5,000 円を増額するものです。

(02) 児童手当費では、節 19 扶助費において児童手当を説明欄記載のとおり、36 ページをご覧ください。それぞれ実績見込みにより、増額、或いは減額し、105 万円を減額するものです。節 22 償還金・利子及び割引料においては、前年度補助金の返還金 3 万円を皆増するものです。

(03) 児童育成手当費では、節 19 扶助費、児童育成手当で、実績見込みにより、141 万 7,000 円を減額し、節 22 償還金・利子及び割引料においては、前年度補助金の返還金 12 万 4,000 円を皆増するものです。

目 03 児童健全育成事業費、(01) 放課後児童健全育成事業費 101 万 4,000 円の増額は、節 01 報酬から節 04 共済費まで、職員の人件費の調整により、増額、或いは減額し、節 12 委託料では、エアコン洗浄委託料を実績により、3 万 3,000 円を不用額とし、節 22 償還金・利子及び割引料においては、前年度の国・都補助金の返還金 302 万円を皆増するものでございます。

37 ページをご覧ください。目 04 子ども家庭支援センター事業費では、(01) 子ども家庭支援センター事業費においては、節 03 職員手当等、節 04 共済費は、職員人件費の所要額を減額し、節 07 報償費では、感染症対策による事業中止により、1 万 5,000 円を不用額とし、節 08 旅費では、実績見込みにより、12 万円を減額、節 12 委託料では、感染症対策により、館内に利用制限を掛けたことによる実績見込みなどにより、221 万 2,000 円を減額、節 18 負担金・補助及び交付金でも事業中止により、5 万 4,000 円を減額、節 22 償還金・利子及び割引料では、前年度の補助金の交付額の確定に伴い、返還金 55 万 6,000 円を皆増するものでございます。

38 ページをご覧ください。(02) ファミリー・サポート・センター事業費では、節 03

職員手当等については、人件費の調整により、7万2,000円の減額。節07 報償費では、感染症対策による事業中止により、2万円の皆減。

(03) 病後児預かり事業費では、節12 委託料では、実績により、予防接種委託料5万7,000円を不用額とし、節18 負担金・補助及び交付金では、実績見込みにより、4万5,000円を減額するものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項03 国民年金費、目01 国民年金総務費2,000円の増額は、節08 旅費において、所要額の調整による減額。節22 償還金・利子及び割引料において、説明欄記載の年金生活者支援給付金事務費の元年度分確定に伴い、2万2,000円の返還金が生じたため増額するものです。

以上で、款03 民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 款04 衛生費です。項01 保健衛生費、目01 保健衛生総務費、39ページをご覧ください。(01) 保健衛生総務費では、節01 報酬から節04 共済費まで、職員人件費の所要額を調整し、節08 旅費では、実績見込みにより14万円の減額。節18 負担金・補助及び交付金では、西多摩地区医療懇話会がオンライン開催であったため、負担金3万5,000円を皆減するものでございます。

(02) 保健福祉センター管理費では736万2,000円を減額するもので、節10 需用費で、保健福祉センター用封筒印刷代を在庫数により40万1,000円を皆減。節14 工事請負費では、保健福祉センター外気処理空調機設備改修工事、換気設備改修工事費で工事内容を見直した結果、工事が非効率となることから未実施とし、696万1,000円を皆減するものでございます。

(03) 古里診療所事業費では、326万5,000円を減額するもので、節12 委託料33万6,000円の減額は、40ページをご覧ください。説明欄記載の委託について使用機器のリースが終了したことによるもので、節13 使用料及び賃借料は、医事コンピュータの契約終了のため7万1,000円を減額し、節17 備品購入費では、レントゲン機器の購入契約の確定により、285万8,000円を不用額とするものです。

目02 予防費です。(01) 健康づくり推進事業費では、節01 報酬、節07 報償費及び節18 負担金・補助及び交付金で、それぞれ説明欄記載の会議、講演会等が感染症対策により中止となったため87万5,000円を減額するものでございます。

(02) へき地専門医療確保事業費では、節10 需要費から、41ページをご覧ください。節12 委託料まで、歳入でもご説明いたしましたが、眼科、耳鼻咽喉科診療について医師の確保等ができず、また、感染症対策により実施できなかったため185万3,000円を皆減

するものでございます。

(03) 感染症予防対策事業費は、節 12 委託料において、それぞれ説明欄記載の接種委託について実績により、451 万 8,000 円を減額するものです。

(08) 健康増進法保健事業費では 520 万 6,000 円を減額するもので、節 01 報酬、節 07 報償費では、それぞれ実績に基づき減額。節 12 委託料では、説明欄記載の各がん検診、特定健診、成人歯科健診では実績に基づき、それぞれ増額、或いは減額をするものでございます。

(10) 健康相談事業費では、194 万 9,000 円を減額するもので、節 01 報酬、節 03 職員手当等では、人件費の所要額を調整し、節 10 需用費は、実績見込みにより減額をするものでございます。

42 ページをご覧ください。(11) 食育推進事業費では 63 万 4,000 円を減額するもので、節 01 報酬から節 11 役務費まで、説明欄記載のとおり、それぞれ実績見込みにより減額し、節 13 材料及び賃借料は、ふれあいまつりの中止により減額、節 17 備品購入費も実績見込みにより皆減をするものでございます。

(12) 生活習慣病等予防事業費では、節 12 委託料で、実績により 22 万 5,000 円を減額するものです。

(14) 心の健康対策事業費では、節 07 報償費で、感染症対策により、講演会が中止となったため 5 万 7,000 円の減額。節 10 需用費では、実績見込みにより、3 万 4,000 円を減額するものです。

(15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費では、6,934 万 6,000 円の増額となります。節 01 報酬では、146 万 6,000 円を皆増するもので、43 ページをご覧ください。予防接種健康被害調査委員報酬 5 名分と会計年度任用職員 1 名分を計上し、節 03 職員手当等では、超過勤務手当 576 万円を計上、節 08 旅費では、集団会場でのワクチン接種時の医療従事者等の費用弁償 7 万円を計上し、節 10 需用費 116 万円、節 11 役務費 63 万円は、それぞれ説明欄記載の必要と見込まれる消耗品等を計上しております。

節 12 委託料 5,281 万円の皆増は、それぞれ必要と見込まれる委託料を計上しており、コールセンター委託料 2,530 万円は、4 月から 9 月までの半年間の電話対応やデータ入力スタッフ 6 名分の人件費及び施設使用料、専用電話回線使用料、データベース使用料を見込むもので、予防接種委託料は、医師に支払う国で定めた接種単価、税抜の 2,070 円の 10 人分、2 回分などを見込むもの、医療従事者委託料は、医師及び看護師等に支払う委託料を、支払事務委託料は、住民が町外で接種した場合、国保連を通じて請求がなされる

ため、その事務費 11 万円を計上するものでございます。

節 13 使用料及び賃借料では、集団接種会場での備品借上料 100 万円と接種会場までの交通弱者の方のバス等の借上料 250 万円、節 17 備品購入費では、接種会場での想定される備品費 360 万円を計上しており、節 18 負担金・補助及び交付金では、接種会場での副反応等に対応するため、医療機関で持参する救護品についての負担金 35 万円を計上しております。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の 6,870 万 6,000 円は、先ほどご説明ありました 5 ページの第 2 表繰越明許費で説明がありましたとおり、繰り越しして使用することができるようにするものでございます。

44 ページをご覧ください。目 03 母子保健事業費です。(04) 3・4 か月児健康診査・産婦健康診査事業費では、節 11 役務費においては、体重計の検査が感染症対策のため中止となったため 3,000 円の減額。

(10) 母親学級(育児科)事業費、節 12 委託料 3 万 4,000 円の減額は、説明欄記載の講習会を無償の講師にお願いをしたため減額をするものでございます。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次に、目 04 環境衛生費は、107 万 1,000 円の減額を見込むもので、内訳として、(01) 環境衛生総務費は、100 万 7,000 円の減額を見込み、節 01 報酬 5 万 9,000 円の減額は、コロナ禍により廃棄物減量等推進審議会が未開催となったため皆減するもので、次の節 03 職員手当等は、人件費の調整により 88 万円を減額、次の節 07 報償費は、小河内自治会の統合により、廃棄物減量等推進員が 3 名減となったため 3 万円を減額。次の節 08 旅費 2 万 9,000 円の減額は、費用弁償で、廃棄物減量等推進員の減員に伴い 4,000 円の減額、職員普通旅費は、コロナ禍による会議未開催等により、2 万 5,000 円の減額をするもので、節 10 需用費は、ふれあいまつりの中止に伴い、食糧費を皆減、次の 45 ページをお願いいたします。次の節 13 使用料及び賃借料につきましても、ふれあいまつり中止に伴い、ブース使用料を皆減するものでございます。

次の(02) 環境対策事業費は、6 万 4,000 円の減額を見込むもので、節 01 報酬 5 万 3,000 円の減額は、コロナ禍により、環境審議会が未開催となったため、皆減するもので、次の節 08 旅費 5,000 円の減額につきましても、環境審議会委員の費用弁償を皆減するものです。節 10 需用費 6,000 円の減額は、奥多摩湖周辺美化推進キャンペーンの開催に伴い、食糧費を皆減するものでございます。

次に、項 02 清掃費、目 02 塵芥処理費は、549 万 1,000 円の減額を見込むもので、(01) ごみ処理事業費において、節 10 需用費は、249 万 3,000 円の減額で、01 消耗品を

40 万円減額し、02 燃料費は、34 万 6,000 円の減額で、いずれも実績見込みによるもので、04 印刷製本費は、契約額の確定により、186 万 3,000 円の減額で、06 修繕費は、収集車両の修繕整備を見込み、11 万 6,000 円を増額、次の節 11 役務費は、7 万 3,000 円の減額で、車両管理諸費用で 1 万 8,000 円を減額、次の 46 ページをお願いいたします。自動車損害共済保険料は、3 万円減額、自動車自賠責保険料は、2 万 5,000 円の減額で、いずれも実績見込みによるものです。

次の節 12 委託料は、8 万 4,000 円の減額で、一般廃棄物指定収集袋製造等業務委託 1 万 7,000 円の減額及び不法投棄ごみ回収委託 6 万 7,000 円の減額は、不用額を整理するもので、次の節 13 使用料及び賃借料の 9 万 4,000 円の減額は、ごみ出し困難世帯収集用軽トラックリース料を実績見込みにより減額、次の節 14 工事請負費の 50 万 8,000 円を増額は、高圧受電設備切り替え工事の設計変更に対応するもので、次の節 18 負担金・補助及び交付金では、ごみの搬入実績に基づく西秋川衛生組合からの通知に基づき 325 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、目 03 し尿処理費は、578 万 3,000 円の減額を見込むもので、(01) し尿処理事業費において節 10 需用費は、消耗品の不用額の整理で 1 万 5,000 円の減額、次の節 12 委託料は、9 万円の増額を見込むもので、し尿処理委託料を実績見込みにより、13 万 5,000 円の増額、汲取ホース・ポンプ作業委託は、見込みにより、4 万 5,000 円の減額で、節 18 負担金・補助及び交付金は、585 万 8,000 円の減額を見込み、西秋川衛生組合負担金の 584 万 6,000 円の減額は、し尿及び浄化槽汚泥の搬入実績に基づく西秋川衛生組合からの通知によるもので、次の浄化槽汚泥清掃費軽減措置補助金 1 万 2,000 円の減額は、不用額を整理するものです。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 01 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

一般会計 47 ページの款 06 農林水産業費の説明から行います。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、歳出の説明を引き続きさせていただきます。

款 06 農林水産業費でございます。項 01 農業費、目 01、事業 (01) 農業推進協議会費

1万7,000円の減額は、節07報償費と節13使用料及び賃借料を減額するもので、いずれもふれあいまつりの中止に伴い、皆減するものでございます。

次に、目02農業総務費12万2,000円の減額は、内訳として、事業(02)農作物有害鳥獣対策事業費288万5,000円の増額は、節10需用費の消耗品は不用額として12万5,000円を減額し、次の節12委託料443万1,000円の増額は、ツキノワグマ緊急対策事業委託を実績に基づき増額し、次の節15原材料費29万6,000円の減額は、簡易電気柵資材を実績見込みにより、減額するものでございます。

次に、節18負担金・補助及び交付金112万5,000円の減額は、説明欄記載の山葵田防護網設置事業補助金を減額するもので、山葵田災害復旧工事を優先し、山葵田防護網設置事業を中止したことにより、皆減するものでございます。

○環境整備課長(坂村 孝成君) 次の(03)簡易給水施設管理費では、300万7,000円の減額を見込み、節10需用費で、簡易給水施設5施設のポンプに係る電気料を実績及び見込みにより8万円の減額、次の節12委託料は、292万7,000円の減額を見込むもので、内訳は、簡易給水施設保守点検委託で契約の確定により77万円の減額、水質検査委託は、不用額11万1,000円を整理し、次の48ページをお願いいたします。簡易給水施設配水管布設替工事設計委託は、契約額の確定により204万6,000円を減額するものでございます。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、目03農業振興費1,085万円の減額は、内訳として、事業(01)農業振興総務費260万3,000円の減額は、節07報償費19万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、年度途中でわさび塾の開催を中止としたため、講師への謝礼を実績に基づき減額し、次の節12委託料169万4,000円の減額は、山葵田台帳更新作業委託について災害復旧事業として実施している山葵田災害復旧実施設計委託の業務の中で行うこととしたため皆減し、次の節15原材料費21万9,000円の減額は、治助種芋とわさび塾用資材について実績により減額し、次の節18負担金・補助及び交付金の減額は、山葵苗購入補助金50万円を皆減するものですが、今年度は、農林業等振興事業補助金により、ワサビ苗の購入費50万円を補助したことから減額を行うものでございます。

次に、事業(02)山村地域農林業振興事業費850万円の減額は、節18負担金・補助及び交付金で、山葵田用モノレール設置事業補助金は、災害復旧事業としてモノレールの復旧を進めることとしたため、皆減するものでございます。

次に、事業(03)町農林業等振興事業費4万5,000円の減額は、節01報酬と節08旅費を減額するもので、いずれも不用額として減額するものでございます。

49 ページをお願いいたします。事業（04）体験農園管理運営事業費 29 万 8,000 円の増額は、節 01 報酬 18 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の 03 非常勤職員報酬で、グリーン・ツーリズム検討委員会を開催しなかったため 6 万 6,000 円を減額し、04 会計年度任用職員報酬と次の節 03 職員手当等及び節 04 共済費については、人件費の調整によるものでございます。

次の節 12 委託料 8 万 8,000 円の増額は、滞在型ラウベ利用者退出に伴い、ハウスクリーニングが必要となったため、増額を行うもので、次の節 15 原材料費 5 万 5,000 円の増額は、施設の補修材料を購入するため増額するもので、次の節 17 備品購入費 10 万 9,000 円の減額は、購入を予定していたソーラー電気柵について、町が保有していた電気柵を設置したことから購入の必要がなくなったため減額するものでございます。

次に、項 02 林業費、目 01、事業（01）林業総務費の 9 万 5,000 円の減額は、節 04 共済費は、人件費の調整によるもので、節 08 旅費の 03 特別旅費は、林道研究発表会の開催中止に伴い、職員研修旅費を減額するものでございます。

次に、目 03 森林費 130 万 9,000 円の減額は、50 ページをお願いいたします。事業（01）森林保全・活用総務費 46 万 5,000 円の減額は、節 03 職員手当等及び節 04 共済費については、人件費の調整によるものでございます。

次に、事業（05）森林セラピー事業費 3 万円の増額は、節 10 需用費の 06 修繕費で、車検費用の額確定により増額するものでございます。

次に、事業（06）木質バイオマス推進事業費 87 万 4,000 円の減額は、節 12 委託料で、説明欄記載の木質バイオマス集積所運営管理業務委託は、実績見込みにより、37 万 4,000 円を減額し、次の木質バイオマスチップ製造委託は、チップ製造工場の稼働停止に伴い、50 万円を皆減するものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 04 林道治山費は、2,173 万 6,000 円の減額を見込むもので、内訳として、（02）都補助林道開設事業費では、1,900 万円の減額を見込むもので、節 14 工事請負費の西川線林道開設工事においてコロナ禍の影響に伴う計画変更により、整備延長を 100 メートルから 50 メートルに縮小したことにより、1,900 万円を減額するもので、次の（03）都補助林道改良（舗装）事業費では、203 万円の減額を見込むもので、節 14 工事請負費は、安寺沢線林道改良工事の契約額の確定により、200 万円を減額し、次の節 21 補償・補填及び賠償金の 3 万円の減額は、安寺沢線林道改良工事で立木の補償案件が発生しなかったため減額するもので、次の（05）都営事業負担金の 70 万 6,000 円の減額は、令和 2 年度の都施工林道開設工事の越沢線林道に係る立木の補

償額が確定したため、不用額を整理するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 51 ページをお願いいたします。次に、項 03 水産業費、目 01 水産業総務費 74 万円の減額は、内訳として、事業（01）水産業総務費 6 万円の減額は、節 03 職員手当等で、人件費の調整によるもので、次の事業（02）内水面漁業環境活用施設整備事業費 68 万円の減額は、節 12 委託料で、事業費確定に伴い、不用額とするものでございます。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費でございます。項 01 商工費、目 01 商工総務費、事業（02）商工振興費 139 万円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の中小企業退職共済掛金補助金 12 万円の減額は、実績見込みによるもの、奥多摩納涼花火大会補助金 73 万円の減額は、花火大会中止により皆減するもの、奥多摩町商店街振興補助金 54 万円の減額は、中元大売出しの開催中止により、減額するものでございます。

次に、項 02 観光費、目 01 観光総務費 1,320 万 2,000 円の減額は、52 ページをお願いいたします。事業（01）観光総務費 124 万 6,000 円の減額は、節 03 職員手当等 20 万円の減額は、人件費の調整によるもので、節 08 旅費 31 万 6,000 円の減額は、日本観光鍾乳洞サミットが書面開催となったため、職員研修旅費を皆減するもので、次の節 10 需用費、04 印刷製本費 57 万円の減額は、事業費の確定見込みにより、減額するもので、次の節 11 役務費 11 万円の減額は、イベント中止に伴い、広告掲載を行わなかったため皆減するもので、次の節 18 負担金・補助及び交付金 5 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、日本観光鍾乳洞協会が予定していた事業が中止や縮小となったため、負担金の減額調整が行われたためでございます。

次に、事業（03）町ふれあい広場事業費 1,410 万円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載のふれあい広場分担金とふれあいまつり分担金は、イベントの中止により皆減するものでございます。

次に、事業（04）花の里づくり事業費 60 万円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金 50 万円の減額及び節 21 補償・補填及び賠償金 10 万円の減額は、今年度の申請がなかったため助成金及び立木補償費を皆減するもので、次の事業（05）日照確保対策事業費 100 万円の減額についても今年度の申請がなかったため助成金を皆減するものでございます。

次に、事業（06）山のふるさと村管理運営事業特別会計繰出事業費 376 万 6,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設の休園等により、野営場使用料の収入見込額が大幅な減額見込みとなるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

交付金の一部を財源として一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次に、事業（07）観光施設等整備基金費 2 万 2,000 円の減額は、節 24 積立金で、歳入の款 16 財産収入でご説明いたしました観光施設等整備基金利子見込額の減額に合わせて、積立金の額を調整するものでございます。

53 ページをお願いいたします。目 02 観光施設費 2,349 万円の減額は、内訳として、事業（01）観光施設維持管理費 25 万円の減額は、節 10 需用費の光熱水費が 20 万円の増額、次の節 11 役務費の汲取料 10 万円の減額は、それぞれ実績見込みによるもので、次の節 12 委託料 35 万円の減額は、説明欄記載のもえぎの湯木質ボイラー焼却灰分析等業務委託について、もえぎの湯の木質ボイラーの稼働が停止しており、焼却灰の分析業務の必要がないことから皆減するものでございます。

次に、事業（02）観光施設整備事業費 2,324 万円の減額は、節 12 委託料で、250 万円を、節 14 工事請負費で、2,074 万円を説明欄記載の事業について事業費の確定により、それぞれ減額するものでございます。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費についてご説明申し上げます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費は、625 万 3,000 円の減額を見込むもので、次の 54 ページをお開き願います。内訳として、（01）土木総務費は、20 万円の減額を見込み、節 03 職員手当等の 50 万円の減額及び節 04 共済費 5 万円の減額は、人件費の調整によるもので、次の節 10 需用費では、橋梁照明、トンネル照明灯の電気料の執行見込みにより、光熱水費を 5 万円減額し、節 18 負担金・補助及び交付金では、都施工による丹三郎地区の急傾斜地崩壊防止事業において本工事の設計変更に伴い、東京都との協定負担金が増額となったことから 40 万円を増額するものです。

次に、（03）登記事務費は、110 万円の減額を見込むもので、節 11 役務費において 01 通信運搬費で不用額を整理し、20 万円の減額、節 12 委託料では、水道用地測量委託の額の確定及び住宅用地等測量委託の不用額の整理により、90 万円を減額するものです。

次の（05）道路台帳整備事業費の 23 万 9,000 円の減額は、契約額の確定によるもので、次の（07）地籍調査事業費は、471 万 4,000 円の減額で、節 08 旅費の 7 万 2,000 円の減額は、地籍調査事業担当者講習会の開催が中止となったため、特別旅費を皆減するもので、節 12 委託料は、登記事務及び認証請求事務委託及び海沢地内地籍調査委託の契約額の確定に伴い、不用額 462 万 6,000 円を減額するもので、次の 55 ページをお願いいたします。節 18 負担金・補助及び交付金は、不用額 1 万 6,000 円を減額するものです。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費は、15 万円の減額を見込むもので、節 21 補償・補填及び賠償金において道路維持事業に係る立木等補償案件が見込まれないことから皆減するものです。

次に、目 02 道路新設改良費は、2 億 189 万 7,000 円の減額を見込むもので、内訳として、事業 (01) 都補助道路新設改良事業費は、1 億 6,484 万 6,000 円の減額を見込み、節 12 委託料は、515 万 5,000 円の減額で、説明欄記載の特別資材価格調査委託は、橋梁等高額部材を有する工事がコロナ禍の影響により、計画変更となったため皆減し、次の白丸丸の内西線実施設計委託は、契約額の確定により、15 万 5,000 円を減額、次の南平熊沢線実施設計委託から坂下中井戸線実施設計委託までは、昨年 4 月の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発出による都職員、町職員の在宅勤務等により、設計協議及び補助事業手続に時間を要したため、東京都との協議により計画変更を行い、委託料を皆減するものでございます。

次の節 14 工事請負費では、1 億 5,845 万 4,000 円の減額となるもので、節 12 委託料と同様に、緊急事態宣言の発出の影響により、東京都との設計協議及び補助事業手続に時間を要したため、発注工期の確保が困難であることから、東京都との協議により、説明欄記載の白丸丸の内西線道路新設工事は、構造物の一部整備を実施し、ほか 3,045 万 4,000 円を減額、同附帯工事は、本体工事の減額に伴い 300 万円を減額するもので、次の説明欄記載、南平熊沢線道路新設工事から一付線附帯工事までの各新設工事及び各附帯工事は、コロナ禍による影響で発注工期の確保が困難なため、計画変更により工事費を皆減するものでございます。

次の 56 ページをお開き願います。次の節 16 公有財産購入費の 123 万 7,000 円の減額は、白丸丸の内西線に係る用地買収費を減額するものでございます。

次に、(02) 町単独道路新設改良事業費は、3,705 万 1,000 円の減額を見込み、節 12 委託料は、1,000 万円の減額で、説明欄記載の竹の平中線実施設計委託は、コロナ禍の影響に伴い、地権者との交渉協議に時間を要し、次年度実施に変更したため、皆減するもので、次の大氷川余ヶ野線実施設計委託は、契約額の確定に伴い、100 万円を減額、次のその他物件調査委託の 100 万円の減額につきましても契約額の確定によるものでございます。

次の節 14 工事請負費は、2,300 万円の減額を見込むもので、説明欄記載の大氷川余ヶ野線道路改良工事及び大氷川安戸線道路改良工事は、入札不落に伴い、次年度整備に計画変更を行うため皆減するもので、次の節 16 公有財産購入費の 354 万 1,000 円の減額は、説明欄記載の 3 路線について買収金額が確定したことに伴う減額で、節 21 補償・補填及

び賠償金の 51 万円の減額は、同様に、補償金額が確定したことに伴う減額でございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、(01) 若者定住推進事業費ですが、57 ページをお開きください。若者定住推進事業費 379 万 8,000 円の減額は、節 01 報酬から節 12 委託料までは、説明欄記載のとおり、実績見込みに基づき、それぞれ増減し、節 14 工事請負費は、実績により寄付物件補修工事及び解体工事を減額し、節 18 負担金・補助及び交付金は、空家等活用促進事業交付金の増額は、主に空家等の除却に係る補助金の件数が増加したもので、伐木等業務特別教育講習会負担金と定住促進サポート事業支援金については、実績に基づき減額するものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、(02) 町営・公営住宅管理費は、5 万 3,000 円の減額を見込み、節 03 職員手当等で人件費の調整により、通勤手当を 5 万 4,000 円の減額、節 11 役務費は、執行見込みにより、住宅使用料口座振替手数料を 1,000 円増額するものです。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、(03) 町営若者住宅管理費 10 万 7,000 円の増額は、実績見込みに基づき、節 03 職員手当等、節 11 役務費の増額を見込むものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、58 ページをお願いいたします。目 02 住宅建設費は、125 万円の増額を見込むもので、内訳として、(02) 町営・公営住宅建設事業費の 1,310 万 1,000 円の減額は、節 14 工事請負費で、長寿命化修繕計画による公営日向住宅改修工事 3 棟 10 戸の完了に伴い、不用額を整理するものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、(03) 町営若者住宅等建設事業費 1,435 万 1,000 円の増額は、内訳として、節 11 役務費から節 14 工事請負費までは、実績見込みにより減額し、節 16 公有財産購入費 2,133 万 8,000 円の増額は、小丹波（南ノ原）41、42 の 2、48 の 5、50 の 1 番、地目宅地 4 筆、1099.83 平米を若者定住対策用地として購入するものです。場所は、古里駅より徒歩 3 分で、古里精機横の物件となります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費の 283 万 9,000 円の減額につきましては、(01) 下水道事業特別会計繰出事業費の節 27 繰出金で、下水道特別会計繰出金の確定により減額するものでございます。内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算にてご説明申し上げます。

以上で、土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、59 ページをご覧ください。款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 01 常備消防費 51 万 5,000 円の減額は、節 13 使用料及び賃借料に関わる消防署庁舎、駐車場、訓練棟用地の借地料で、当初予算の見込みが増額計上であった

ことから減額し、借地料を47万1,000円とするものでございます。

次の目02 非常備消防費は、20万円の減額で、内訳ですが、(01) 非常備消防総務費で、節03 職員手当等の人件費の調整によるものでございます。

次の目03 消防施設費、(02) 町単独消防施設整備事業費113万3,000円の減額は、内訳として、節14 工事請負費では、事業完了に伴い、不用額とするもので、次の節17 備品購入費111万9,000円の減額は、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプの購入実績により、不用額とするものでございます。

○危機管理担当主幹(大串 清文君) 次の目04 防災費は、総額で3,139万2,000円の減額となります。内訳ですが、事業(01) 防災費は、1,149万3,000円の減額で、節14 工事請負費の129万円の減額は、計測震度計更新工事、文化会館及び福祉会館のWi-Fi設置工事が完了したことから不用額とするものです。

次の節18 負担金・補助及び交付金1,020万3,000円の減額は、説明欄記載の緊急輸送道路沿道建築物等耐震補助金420万3,000円の減額は、耐震設計では申請がなかったことから皆減し、除却申請では1件の実績となったことから減額するものです。次の住宅・建築物土砂災害対策改修補助金600万円の減額は、今年度は申請がなかったことから皆減するものです。

次に、60ページをご覧ください。事業(02) 防災行政無線更新事業費1,989万9,000円の減額は、節12 委託料で、電波法改正に伴う防災行政無線のデジタル化に対応するため、本年度実施しました説明欄記載の防災行政無線戸別受信機設置委託と防災行政無線戸別受信機設置管理業務委託の事業実績見込みに伴い、契約差金1,629万1,000円を不用額とするものです。

なお、今年度は、長畑地区から西側の小河内地区までの13地区において戸別受信機の更新を行ったものでございます。

次の防災行政無線(移動系)電波伝搬調査業務委託は、移動系における電波伝搬調査を本年度予定しておりましたが、中継局等の増加が予測されることから整備方法を再度検討し、IP無線等や衛星の電波の代替手段等も検討することから本年度は皆減するものでございます。

以上で、款09 消防費の説明を終わります。

○教育課長(岡野 敏行君) 次に、款10 教育費でございます。項01 教育総務費、目01 教育委員会費8万7,000円の減額は、節08 旅費を実績により3万円減じ、節18 負担金・補助及び交付金を研修会の中止により、5万7,000円減額するものでございます。

次の目 02 事務局費 195 万 5,000 円の減額は、事業（01）事務局費 57 万 5,000 円の減額は、節 03 職員手当等及び節 04 共済費が人件費の調整によるもの。61 ページをご覧ください。節 08 旅費が実績による減額でございます。

事業（03）学校教育施設整備基金費 138 万円の減額は、歳入の旧古里中学校校舎貸家料の収入が減少したことにより、基金積立額を減額するものでございます。

次の目 03 教育指導費 145 万 3,000 円の減額は、事業（01）教育指導費が 72 万 3,000 円の減額で、節 07 報償費を実績により 5 万円減額、節 08 旅費は、学校運営協議会委員費用弁償を実績により 2 万 6,000 円減額、外国語青年招致事業指導助手研修旅費を人員の交代が中止になったことにより 3 万円減額するものでございます。

節 12 委託料 25 万円の減額は、教職員の健康診断の経費を実績により、減額するものでございます。

節 18 負担金・補助及び交付金 36 万 7,000 円の減額は、説明欄、外国語青年招致事業指導助手負担金 21 万 4,000 円の減は、人員の交代が中止になったことによるもので、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業補助金 15 万 3,000 円の減額は、東京都からの補助金額確定による減額でございます。

事業（02）教員研修事業費 75 万円の減額は、節 07 報償費 5 万円と、62 ページをご覧ください。節 18 負担金・補助及び交付金 70 万円を教員研修の中止により、減額するものでございます。

事業（03）幼稚園等補助事業費 2 万円の増額は、節 12 委託料を幼稚園に通う児童が 3 月中に転入予定のため、1 カ月分 15 万円増額し、節 18 負担金・補助及び交付金は、預かり保育を予定していた児童が利用しなかったため、13 万円減額するものでございます。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費 10 万 9,000 円の減額は、事業（01）小学校管理費が 5 万 3,000 円の減額で、節 10 需用費が実績見込みによる減額でございます。

事業（02）古里小学校管理費 12 万 6,000 円の減額は、節 12 委託料で、机天板取り付け作業委託費の実績による減額でございます。

事業（03）氷川小学校管理費 7 万円の増額は、節 10 需用費 12 万円の増額が電気料金の節 13 使用料及び賃借料 5 万円の減額は、複写機使用料の実績見込みによるものでございます。

次に、目 02 教育振興費 109 万 8,000 円の減額は、63 ページをご覧ください。事業（01）小学校教育振興費が 155 万 8,000 円の減額で、節 07 報償費、節 11 役務費、節 13 使用料及び賃借料が実績による減額、節 18 負担金・補助及び交付金が遠距離通学費補助

金は、実績見込みによる減額、校外学習補助金は、行事を中止したことによる減額、移動教室補助金は、実績による減額でございます。

事業（02）準要保護等児童就学援助事業費 10 万円の減額と、事業（03）準要保護児童給食費補助事業費 25 万円の減額は、実績によるものでございます。

次に、目 03 学校建設費 51 万 4,000 円の減額は、事業（01）小学校建設事業費の節 12 委託料が 8 万円の減額で、小学校特別教室エアコン設置設計委託の契約額確定による減額でございます。

節 14 工事請負費 43 万 4,000 円の減額は、古里小学校西側トイレ改修工事 27 万円の減と、古里小学校図工室エアコン設置工事 16 万 4,000 円の減額で、契約額の確定によるものでございます。

64 ページをお開きください。次に、項 03 中学校費、目 01 学校管理費 24 万 2,000 円の減額は、事業（01）中学校管理費 5 万円の減額が節 15 原材料費のグラウンド用砂購入費の実績による減額でございます。

事業（02）奥多摩中学校管理費 19 万 2,000 円の減額は、節 10 需用費 21 万 1,000 円の増額が灯油代金の見込みによる増、節 13 使用料及び賃借料 40 万 3,000 円の減額は、バス等賃借料 38 万 8,000 円の減と施設入場料 1 万 5,000 円の減が行事の中止によるものでございます。

次に、目 02 教育振興費 241 万 1,000 円の減額は、事業（01）中学校教育振興費 135 万 2,000 円の減額が節 10 需用費の実績による 11 万 9,000 円の減、節 18 負担金・補助及び交付金が遠距離通学費補助金と卒業アルバム補助金は、実績見込みによる減額、移動教室補助金は、行事の中止による減額でございます。

事業（02）準要保護等生徒就学援助事業費 13 万円の減額と、63 ページをご覧ください。事業（03）準要保護生徒給食費補助事業費 6 万円の減額は、実績によるものでございます。

事業（04）奥多摩中学校教育振興事業費 86 万 9,000 円の減額は、節 18 負担金・補助及び交付金の職場体験費用、夏季休業中プール用交通費、部活動大会参加費、交通費等の減額でございます。

次に、目 03 学校建設費 199 万円の減額は、節 14 工事請負費の中学校水道直結化工事、中学校特別支援教室開設工事、中学校体育館非構造部材耐震化工事の契約額確定による減額でございます。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 134 万 9,000 円の減額は、節 01 報酬と節 03 職員手当等が人件費の調整によるもの、節 10 需用費が調理室の配管漏水修繕による増、節 11

役務費が自賠責保険料の見込みによる増額でございます。66 ページをご覧ください。節 17 備品購入費が調理用備品購入の実績による減額、節 26 公課費が自動車重量税の見込みによる増額でございます。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 381 万 8,000 円の減額は、事業 (01) 社会教育総務費 101 万 8,000 円の減額が節 01 報酬は、社会教育委員会議開催回数減少等による減、節 03 職員手当等と節 04 共済費は、人件費の調整による減、節 07 報償費は、講習会開催中止による減、節 08 旅費は、研修視察等の中止による減額でございます。67 ページをご覧ください。節 12 委託料 7 万円の減額は、ひな人形展の中止によるものでございます。節 18 負担金・補助及び交付金 26 万 8,000 円の減額は、文化団体連盟補助金の実績による減及び研修会が中止になったことによる負担金の減額でございます。

次の事業 (02) 教育文化振興事業費は、財源の組み替えによるもので、増減はありません。

次の事業 (03) 文化会館管理費 280 万円の減額は、節 14 工事請負費で、文化会館空調設備改良工事の契約額の確定によるものでございます。

次に、目 02 青少年対策費 79 万 4,000 円の減額は、節 01 報酬から、68 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料まで、会議及び事業の中止による減額でございます。節 14 工事請負費及び節 18 負担金・補助及び交付金は、実績による減額でございます。

次に、目 03 文化財保護費 193 万 6,000 円の減額は、節 01 報酬と節 03 職員手当等は、人件費の調整によるもの、節 07 報償費は、指定文化財の変更による公開用謝金の減額及び古文書講座講師の謝礼を減額するもの、節 12 委託料 96 万円の減額は、青目立不動尊休み処の閉鎖により、文化財の管理委託料を減額するものでございます。

69 ページをご覧ください。節 18 負担金・補助及び交付金 25 万 9,000 円の減額は、奥多摩町郷土芸能保存団体協議会がオリンピック関連事業に出演する予定でありましたが、中止になったこと及び氷川三本杉延命対策事業の補助金額の確定によるものでございます。

次に、目 04 水と緑のふれあい館事業費 335 万 3,000 円の減額は、節 04 共済費が人件費の調整によるもの、節 08 旅費と節 10 需用費が実績見込みによる減額、節 12 委託料が館内案内業務等委託で、新型コロナウイルス対策として入り口で消毒等と呼びかける警備員等の増員による増額、3D眼鏡洗浄委託と3Dシアター機器保守点検委託は、感染症対策で3Dシアターを閉鎖したことによる減額、節 17 備品購入費は、ロッカーを購入しようとするもの、節 18 負担金・補助及び交付金は、イベントが中止になったことによる皆減でございます。

次に、目 06 美術館費 30 万 6,000 円の増額は、70 ページをご覧ください。節 07 報償費が実績による減額、節 12 委託料が防犯装置に関する費用の増額でございます。

次に、目 07 森林館費 82 万 8,000 円の減額は、節 10 需用費が自動ドア修繕費 32 万 2,000 円の増額、節 14 工事請負費が空調設備改修工事費の契約額確定による減額でございます。

次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費 44 万 1,000 円の減額は、節 07 報償費が広域行政圏体育大会出場奨励金は、大会中止による皆減、スポーツ推進委員研修会講師謝礼は、研修会中止による皆減、節 18 負担金・補助及び交付金は、各種大会の中止による減のほか、71 ページをご覧ください。奥多摩溪谷駅伝競走大会負担金は、実績による減額でございます。

次に、目 02、体育施設費 114 万円の減額は、事業（01）学校開放事業費が財源組み替えによるもので、増減はありません。

事業（02）社会体育施設維持管理費の節 12 委託料と事業（03）総合運動場維持管理費の節 10 需用費、節 12 委託料は、いずれも実績見込みにより、減額するものでございます。

以上で、教育費の説明を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 11 災害復旧費でございます。項 03、目 01 過年度災害復旧費、事業（01）令和元年度台風第 19 号災害復旧事業費は、補正額の変更はございませんが、歳入の農林水産業費と補助金でご説明いたしました小規模土地改良事業補助金を充当するため、財源組み替えを行うものでございます。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、項 04 新型コロナウイルス感染症対策費、事業（01）新型コロナウイルス感染症対策事業費 581 万 5,000 円の減額は、節 01 報酬 68 万 5,000 円の減額は、地域応援券事業の事務補助を行うため、会計年度任用職員の人件費を計上いたしましたが、職員での対応としたため、皆減をするものでございます。

72 ページをご覧ください。節 18 負担金・補助及び交付金では、子育て世帯臨時特別給付金は、実績見込みにより、13 万円を減額するもので、次の介護施設における簡易陰圧装置・換気設備の設置に関わる経費支援事業補助金 200 万円の減額は、歳入でも説明いたしましたが、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための設備の設置に関わる経費を町が指定権者である施設事業者について町の補助金要綱に基づき、町を経由し、間接補助をするための補助金でしたが、対象施設で新型コロナウイルス感染症の影響により、期日までに設置できないため、皆減をするものでございます。

次の事業継続応援給付金 1,140 万円の減額は、事業確定によるもので、次の古里診療所

事業支援金は、議会全員協議会でも説明をいたしました。4月から7月と12月から3月までの間、コロナ禍の緊急事態宣言化の影響により、患者数が激減し、経常利益が見込めない約400万円の不足が予測される古里診療所の補てん金として500万円を計上するものでございます。

次の保育施設従事者慰労金340万円の皆増は、東京都が実施した感染症対応従事者慰労金制度では、医療、介護、障がい分野の従事者のみが対象となっており、既に病院、病院職員や介護施設職員に5万円が交付されております。保育従事者は、その慰労金の対象外となりましたが、緊急事態宣言下でも国から学童保育及び保育園については原則開所の要請があり、保育従事者は自らの感染リスクを負う中で職務に従事していただきました。その苦勞と今後も継続して就業ができるよう、自身の健康管理等に必要な経費を支援するために、また、近隣の市でも支給している状況から、町でも要綱を定め、慰労金を支給するもので、勤務日数により1人1万円から5万円を学童保育指導員、保育園職員約70名に支給するため、計上をするものでございます。

以上で、災害復旧費の説明を終了いたします。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款13 諸支出金、項01、目01 定住促進基金費5万2,000円の増は、若者定住応援住宅の使用料を原資とし、当該基金に繰り出し、積み立てるものです。

次の款14 予備費の422万1,000円の減は、財源調整によるものです。

最後に、77ページをお開きください。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明いたしました減収補てん債514万1,000円を本調書に追加するもので、表左側の区分欄の一番下の合計欄の上に（4）減収補てん欄を設け、そこから右に3つ目の当該年度中起債見込額欄に514万1,000円を追加するものです。これに伴いまして当該年度中起債見込額の合計欄及び一番右側の当該年度末現在高見込額欄の合計等が変更になっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上をもちまして、議案第15号 令和2年度奥多摩町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第15号の説明は終わりました。

次に、議案第16号及び議案第17号についての説明を求めます。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第16号 令和2年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 01 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 森の家使用料 125 万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設の休館及びイベントの中止により、宿泊室使用料を減額するものでございます。

次に、款 03 諸収入、項 02、目 01 雑入 27 万円の減額及び目 02 実費徴収金 35 万円の減額は、施設の休館及びイベントの中止により、それぞれ減額するもので、諸収入合計では 62 万円を減額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、7 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01、事業（01）一般管理費 118 万円の減額は、節 01 報酬から節 04 共済費まで、職員及び会計年度任用職員の人件費の調整によるものでございます。

次に、目 02、事業（01）事業費 69 万円の減額は、内訳として、節 10 需用費 64 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の修繕費で、施設の老朽箇所の修繕を行うほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、洗面台の蛇口を自動給水へ改修を行うため増額するものでございます。

次に、節 11 役務費 9 万 3,000 円の増額は、説明欄記載の無線局免許申請諸費用 6 万 3,000 円の計上は、今年度に購入したイベント用のデジタル無線機の使用にあたり、免許の申請が必要となったため、次のホームページ Web サイト調整手数料 2 万円の計上は、ホームページの項目を見やすく調整するため、次のキャッシュレス決済手数料 1 万円の計上は、宿泊室使用料等の支払いに電子決済が使用できるようにしたため、それぞれ新たに計上するものでございます。

次に、節 12 委託料 71 万 3,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うイベント中止により、説明欄記載の大自然塾事業の委託料を減額するものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料 71 万 8,000 円の減額は、ショベルローダーを再リースとしたため、当初予算で見込んでいたリース料が減額となったものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。給与費明細でございます。8 ページは、総括表となりますので、先に 9 ページをご覧ください。ア、常勤職員の給与費明細となります。上段の表の給与費欄では、給料は、6 万円の増額、次の職員手当は、38 万円の減額で、職員手当の内訳につきましては下段の表となりますが、地域手当を 1 万円の増額、超過勤務手当を 40 万円の減額、退職手当組合負担金を 1 万円の増額で見込むものでございます。

上段の表にお戻りください。給与費計では32万円の減額となり、次の共済費は30万円の減額で、合計で62万円の減額となり、それぞれ年間の所要額を見込むものでございます。

10ページをお願いいたします。イ、会計年度任用職員分の給与費明細となります。上段の表の給与費欄では、報酬を実績に基づき56万円減額するものでございます。

最後に、8ページの総括表にお戻りください。ただいまご説明いたしました常勤職員分と会計年度任用職員分を合わせたものとなりますが、上段の表の比較の欄のみご説明させていただきます。給与費欄では報酬を56万円の減額、給料を6万円の増額、職員手当を38万円減額とし、給与費計では88万円の減額となります。次の共済費は、30万円の減額となり、合計では118万円の減額となるものでございます。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第17号 令和2年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

款01 使用料及び手数料、項01 使用料、目01 野営場使用料674万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設の休園により、野営場使用料の収入見込額が大幅な減額見込みとなるため予算を減額するものでございます。

次に、款02 繰入金、項01 他会計繰入金、目01 一般会計繰入金376万6,000円の増額は、施設の休園による野営場使用料の減額見込みなどに伴い、その不足分を補てんするため一般会計から繰り入れを行うものでございます。

次の款03 諸収入、項02 雑入、目02 実費徴収金70万4,000円の減額は、施設の休園に伴い、クラフト教室も中止となったため、クラフト教室体験料を減額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございます。

款01 総務費、項01 一般管理費、目01、事業（01）一般管理費79万3,000円の減額は、節02 給料から節04 共済費まで職員人件費の調整によるものでございます。

次に、項02、目01、事業（01）利用管理費288万5,000円の減額は、内訳として、節10 需用費160万円の減額で、説明欄記載の02 燃料費及び05 光熱水費は、それぞれ実績見込みにより、減額するものでございます。

次に、節11 役務費86万9,000円の減額は、説明欄記載の01 通信運搬費等64万7,000

円の減額で、内訳として、Wi-Fi回線料の減額は、当初予定しておりましたWi-Fi機器の設置について携帯基地局の設置も含め、再検討を行うこととなったため65万7,000円を皆減し、次のキャッシュレス決済手数料は、都民の森同様、支払い手続に電子決済ができるようにしたため、新たに1万円を計上するものでございます。次に、02火災保険料等22万2,000円の減額は、施設休園に伴う宿泊イベントの中止により、施設利用者等の保険料を減額するものでございます。

次に、節12委託料13万円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、ライブコンサートの開催を中止としたため、運営委託料を皆減するものでございます。

8ページをお願いいたします。節17備品購入費28万6,000円の減額は、今年度予定しておりました備品の購入が終了したことから、不用額として減額するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。9ページは総括表となりますので、先に10ページをご覧ください。ア、常勤職員分の給与費明細書となります。上段の表の給与費欄では給料が57万9,000円の減額、次の職員手当は16万4,000円の減額で、職員手当の内訳につきましては下段の表となりますが、扶養手当を4万8,000円の増額、地域手当を4万2,000円の減額、超過勤務手当を30万円の増額、期末勤勉手当29万円の減額、退職手当組合負担金8万円の減額、児童手当を10万円の減額で見込むものでございます。

上段の表にお戻りください。給与費計では74万3,000円の減額となり、次の共済費は5万円の減額で、合計で79万3,000円の減額となり、それぞれ年間の所要額を見込むものでございます。

11ページをお願いいたします。イ、会計年度任用職員分の給与費明細となりますが、こちらは変更はございません。

9ページにお戻りください。こちらは常勤職員分と会計年度任用職員分を合わせた総括表となりますが、今回の補正予算は、常勤職員分のみとなり、補正内容につきましては、先ほど常勤職員分の説明と同様となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第16号及び議案第17号の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後2時10分から再開とい

たします。

午後 1 時 57 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 18 号及び議案第 19 号について説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第 18 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。歳入になります。

款 01 国民健康保険税、目 01 一般被保険者国民健康保険税の 87 万 8,000 円の増額は、コロナウイルス感染症を考慮し、収納率を低く見積もっておりましたが、予想以上に例年並みの収納率が確保できる見込みが立ったため、医療給付費分 73 万 5,000 円、後期高齢者支援金分 22 万 7,000 円を増額、介護納付金分は被保険者の減少により、8 万 4,000 円の減額をそれぞれ実績により見込むものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 災害臨時特例補助金の 35 万 9,000 円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策分として収入が前年の 3 割以上減少した方の減免措置に対し、国庫補助 10 分の 6 が受けられるもので、現在の 7 件の実績及び今後の見込みで計上するものです。

次の款 03 都支出金、項 01 都補助金、目 01 保険給付費等交付金 20 万円の減額は、節 01 普通交付金において国保連合会委託料の減額に伴い、実績により減額するものです。

次の款 07 諸収入、項 03 雑収入、目 02 一般被保険者返納金 19 万円の増額は、説明欄記載の不正不当利得徴収金・返納金ですが、これは、国保資格喪失後にも関わらず、国保の保険証で受診した者から返還されるものです。

次の目 04 雑入 15 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の過年度過誤返納金として平成 30 年度の国民健康保険事業納付金退職分につきまして東京都より返還されるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

7 ページをご覧ください。歳出になります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費の 47 万円の減額は、節 08 旅費で、所要量の調整により、8 万 8,000 円の減額。節 11 役務費で、不用額 10 万 4,000 円減額。節 12 委託料 27 万 8,000 円の減額は、説明欄記載の委託料について減額、或いは増額するもので、レセプト点検、共同電算基本処理、療養費審査は、単価契約のため実績により減額、国保ラインシステム改修委託は、制度改修等によりシステム改修したものです。

次に、目 02 運営協議会費 7,000 円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議を紙上開催等にしたため旅費を減額するものです。

次に、款 02 保険給付費、項 01 療養諸費、目 05 審査支払手数料の 16 万 6,000 円の増額は、節 12 委託料において、説明欄記載の委託について単価契約のため、それぞれの実績により増額、或いは減額するものです。

8 ページをお願いいたします。次の款 05 保健事業費、項 01 特定健康診査等事業費、目 01 特定健康診査等事業費 31 万 4,000 円の減額は、内訳として、節 11 役務費は、郵券代の不用額の整理により 7 万 7,000 円の減額。次の節 12 委託料につきましても特定健診受診者数確定により 23 万 7,000 円の減額をするものです。

次の項 02 保健事業費、目 01 保健事業費 325 万円の減額は、節 12 委託料の糖尿病性腎症重症化予防事業委託において実績見込みにより、減額計上するものです。

次の目 02 保健衛生普及費 7 万 1,000 円の減額は、節 11 役務費において、郵券代の不用額の整理により、減額をするものです。

次の款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金、節 22 償還金・利子及び割引料 83 万 9,000 円の増額は、保険給付費等交付金について前年度分額確定により超過交付分を返還するものです。

9 ページをお願いします。款 09 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 449 万 1,000 円の増額は、予算調整によるものです。

以上で、議案第 18 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 19 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明します。

6 ページをお願いします。歳入からです。

款 01 保険料、項 01 後期高齢者医療保険料 24 万 6,000 円の増額は、現年度分の保険料について実績見込みにより、計上するものです。

次の款 02 国庫支出金、項 01 国庫補助金、目 01 高齢者医療制度事業費補助金 449 万 3,000 円の増額は、内訳として、節 01 長寿・健康増進事業費補助金 12 万 7,000 円の増額、節 02 歯科健康診査事業費補助金 2 万 8,000 円の減額、節 03 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 59 万 9,000 円の減額は、いずれも受診者の実績見込みによるもので、節 04 市町村支援事業補助金 499 万 3,000 円の皆増は、保険者インセンティブ交付金として住所地特例対象施設の施設偏在による財政負担の緩和を考慮した補助金となっております。

次の款 03 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金 1,072 万 9,000 円の減

額は、節 01 療養給付費繰入金から次のページの節 06 葬祭費繰入金まで、広域連合からの通知により、それぞれ起債額を増額、或いは減額するものですが、国庫補助金で説明しました市町村支援事業補助金の新設により、大きな減額となっております。

7 ページをお願いします。款 05 諸収入、項 04 受託事業収入、目 01 健康診査受託事業収入 37 万 7,000 円の増額は、実績見込みによるものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

8 ページをお願いします。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費につきましては、歳入の国庫補助金で説明しました市町村支援事業補助金の新設に伴う財源組み替えのため、金額の増減はございません。

次の款 02 広域連合納付金、項 01 広域連合納付金、目 01 広域連合分賦金 737 万 4,000 円の減額は、広域連合からの通知に基づき、節 18 負担金・補助及び交付金の説明欄記載の各負担金について増額、或いは減額するものです。

次の款 03 保健事業費、項 01 保健事業費、目 01 健康診査費 26 万 1,000 円の増額は、内訳として、節 01 役務費 6 万 6,000 円の減額は、不用額を整理するもので、節 12 委託料 32 万 7,000 円の増額につきましても委託料の実績見込みにより、説明欄記載の各健診委託料について増額、或いは減額するものです。

9 ページをお願いします。款 04 葬祭費、目 01 葬祭費 150 万円の増額は、葬祭費申請件数の増によるものです。

以上で、議案第 19 号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 18 号及び議案第 19 号の説明は終わりました。

次に、議案第 20 号についての説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第 20 号 令和 2 年度奥多摩町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明申し上げます。

6 ページをご覧ください。歳入でございます。

款 01 保険料、項 01 介護保険料、目 01 第 1 号被保険者保険料は、介護給付費の約 23% を賄うために 65 歳以上の被保険者に賦課するものですが、現年度分特別徴収保険料で 1,007 万 4,000 円の減額、現年度分普通徴収保険料で 112 万 3,000 円の増額をそれぞれ実績により見込むものでございます。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金 124 万 8,000 円の減額は、介護給付費の実績見込みによるものです。

次の項 02 国庫補助金では、目 01 調整交付金においては、算定の基準となる標準給付費の実績見込みにより、41 万 9,000 円の減額をするものです。

目 02 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では、地域支援事業費の実績により、129 万 3,000 円を減額、目 03 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）においても実績見込みにより、134 万円を減額し、目 04 保険者機能強化推進交付金は、自立支援・重度化防止などに関する取り組みを支援するための交付金で、保険者の給付適正などの 36 項目の評価指標により、その達成状況に応じて交付されるもので、58 万 6,000 円を増額し、目 05 介護保険事業補助金では、介護報酬改定等によるシステム改修費として 116 万 8,000 円を皆増するものです。

目 06 介護保険保険者努力支援交付金は、地域支援事業を充実して行う介護予防、健康づくり等の取り組みを支援するための交付金で、介護予防などの 36 項目の評価指標により、その達成状況に応じて交付されるもので、令和 2 年度から創設されたことから 120 万 4,000 円を皆増するものでございます。

款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金は、介護給付費等の 27%を現役世代、第 2 号被保険者分からの介護保険料として交付されるものですが、目 01 介護給付費交付金では、介護給付費の実績見込みにより 161 万 7,000 円を減額し、7 ページをご覧ください。目 02 地域支援事業支援交付金でも実績見込みにより 139 万 7,000 円を減額し、款 05 都支出金、項 01 都負担金、目 01 介護給付費負担金につきましても国庫負担金と同様の理由、介護給付費の実績見込みにより 69 万 9,000 円を減額するものでございます。

項 02 都補助金、目 01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分及び目 02 の（包括的支援事業・任意事業分）につきましても国庫補助金と同様の理由、算定の基準となる地域支援事業費の実績見込みなどにより、合わせて 131 万 6,000 円を減額するものでございます。

款 07 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金は、74 万 9,000 円を減額、目 02 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）分は、64 万 6,000 円を減額、目 03 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）分につきましても 67 万円を減額するもので、それぞれ国・都と同様に、介護給付費及び地域支援事業費の実績見込みにより、減額をするものでございます。

目 04 低所得者保険料軽減繰入金 21 万 1,000 円の増額は、軽減対象者の増により、目 05 その他一般会計繰入金 592 万 1,000 円の減額は、システム改修費の減額及びシステム改修費について国庫補助金が交付されることによるものです。

8 ページをご覧ください。項 02 基金繰入金、目 01 介護給付費準備基金繰入金では、介護保険の財源となる介護保険料が不足となることから、その不足分 370 万 2,000 円を基金から取りくずして繰り入れるもので、これにより今年度末の当該基金の残額は 2,226 万 2,000 円となります。

款 09 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 01 使用料では、介護予防事業利用者負担金で、総合事業介護予防デイサービス事業は、利用者の増により、4 万 8,000 円を増額し、食事療養サービス事業は、利用者の減により、33 万 1,000 円を減額、一般高齢者配食サービス事業も利用者の減により、24 万円を減額、認知症予防カフェ事業は、事業実施予定場所であった森の時計において実施している介護予防デイサービス事業を拡充したことにより、施設使用の調整ができなかったことにより、2 万 4,000 円を皆減するものでございます。

9 ページをご覧ください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、事業 (01) 一般管理費、節 08 旅費では、実績見込みにより 10 万円を減額、節 12 委託料では、契約の確定により、介護保険事業計画策定事業委託 132 万円を減額、介護保険システム改修業務委託 333 万 3,000 円を減額するものでございます。

款 02 保険給付費、項 01 介護サービス等諸費、(01) 居宅・施設介護サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金においては、居宅介護サービス給付費では、実績見込みにより、600 万円を減額、施設介護サービス給付費では、施設入所者の見込み数により、200 万円を増額するもので、項 02 介護予防サービス等諸費、目 01 介護予防サービス等諸費、(01) 介護予防サービス等給付費、節 18 負担金・補助及び交付金におきましては、実績見込みにより、100 万円を減額するものです。

10 ページをご覧ください。項 03 その他諸費、目 01 審査支払手数料、(01) 審査支払手数料、節 12 委託料では、実績見込みにより 1 万円を増額するもので、項 06 特定入所者介護サービス等費、目 01 特定入所者介護サービス等費、(01) 特定入所者介護サービス等費、節 18 負担金・補助及び交付金において実績見込みにより 100 万円を減額するものでございます。

11 ページをご覧ください。款 03 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、(01) 介護予防・生活支援サービス事業費、節 12 委託料では、利用者の増により、76 万 8,000 円を増額し、節 18 負担金・補助及び交付金においては、地域支援事業負担金（ケアマネジメント事業分）で、欠員の保健師の採用がなかったことにより、448 万

円を減額、通所介護相当サービス分で、実績見込みより、80万円の減額、介護予防ケアマネジメント事業費で実績見込みにより、48万円を減額するものです。

(02) 一般介護予防事業費では、節12委託料で、実績見込みにより、46万1,000円を減額するものです。

項02包括的支援事業・任意事業費、目01包括的支援事業・任意事業費では、12ページをご覧ください。(01)介護予防ケアマネジメント事業費は、地域包括支援センターの専門職員の人件費を計上しており、こちらも欠員の保健師分246万2,000円を減額するもので、(04)任意事業費では、節01委託料で、実績見込みにより、86万4,000円を減額するものです。

(05)認知症地域支援・ケア向上事業費では、節12委託料におきまして、認知症予防カフェ事業実施予定場所であった森の時計において実施している介護予防デイサービス事業を拡充したことにより、施設使用の調整ができなかったことにより、42万円を減額するものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終了いたします。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第20号の説明は終わりました。

次に、議案第21号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第21号 令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。歳入予算でございます。

款02使用料及び手数料、項01使用料、目01下水道使用料は、276万円の増額で、本年度の下水道使用料収入見込額の精査により、奥多摩処理区の下水道使用料を増額するもので、奥多摩処理区の世帯数2,280世帯のうち、接続世帯数が2,014世帯で接続率は90.7%となり、未接続世帯が266世帯となっております。

次の目02合併処理浄化槽使用料は、18万円の増額を見込むもので、本年度の合併処理浄化槽使用料稼働基数254基の収入見込額の精査により増額するものでございます。

次に、項02手数料、目01下水道手数料は、2万4,000円の増額を見込むもので、下水道指定工事店の登録手数料等を実績見込みにより、増額するものでございます。

次に、款03国庫支出金、項01国庫補助金、目01浄化槽市町村整備推進事業費国庫補助金24万円の減額は、町では補助に該当しない単独浄化槽転換補助金が計上されていたため、減額するものでございます。

次に、款04都支出金、項01都補助金、目01浄化槽市町村整備推進事業費都補助金11

万 5,000 円の増額は、節 01 浄化槽市町村整備推進事業費都補助金の確定によるものでございます。

次に、款 05 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 一般会計繰入金は、283 万 9,000 円の減額を見込むもので、内訳として、節 01 下水道事業繰入金は、175 万 2,000 円の増額で、小河内処理区下水道事業繰入金は、88 万 6,000 円の減額で、奥多摩処理区下水道事業繰入金では 263 万 8,000 円の増額を見込み、節 02 浄化槽市町村整備推進事業繰入金では 2 万 8,000 円を増額し、次の 7 ページをお開き願います。節 03 その他一般会計繰入金では 461 万 9,000 円を減額するもので、収支補正によるものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。歳出予算でございます。

款 01 総務費、項 01 総務管理費、目 01 一般管理費は、461 万 9,000 円の減額を見込むもので、(01) 一般管理費の節 01 報酬は、8 万 5,000 円の減額で、コロナ禍の影響により、下水道事業運営委員会が未開催となったため減額するもので、次の節 08 旅費につきましても同様に皆減するものです。

次の節 12 委託料は、470 万 8,000 円の減額で、説明欄記載 4 件の業務委託について委託料の確定により、それぞれ増減するもので、次の節 13 使用料及び賃借料では、コロナ禍により、ふれあいまつりが中止となったため、ブース使用料 2,000 円を皆減し、次の節 26 公課費の 18 万 1,000 円の増額は、3 月末に納付予定の令和 2 年度の消費税及び地方消費税の中間申告における納付見込額の算定確認において不足が生じることが確認されたため増額するものでございます。

次に、目 02 維持管理費は、541 万 7,000 円の増額を見込むもので、内訳として、(01) 維持管理費（小河内処理区）では 88 万 4,000 円の減額を見込み、節 10 需用費は、57 万 7,000 円の減額で、02 燃料費で庁用車の燃料費を 4 万 1,000 円減額し、次の 9 ページをお開き願います。05 光熱水費は、小河内浄化センター及びマンホールポンプ等の電気料を 53 万 6,000 円減額するもので、いずれも実績及び執行見込みにより減額するものです。

次の節 11 役務費は、6 万 1,000 円の増額で、01 通信運搬費等でマンホールポンプ等の稼働状況の情報通信に係る電話料の執行見込みにより増額するもので、節 12 委託料は、36 万 8,000 円の減額で、説明欄記載 2 件の業務委託について委託料の確定により、それぞれ減額するものでございます。

次に、(02) 維持管理費（奥多摩処理区）では 630 万 1,000 円の増額を見込むもので、節 10 需用費は、100 万円の減額で、マンホールポンプ等の電気料を実績及び執行見込み

により減額するもので、次の節 12 委託料は 11 万 9,000 円の減額を見込み、説明欄記載の業務委託で、次の節 18 負担金・補助及び交付金は説明欄記載の流域下水道維持管理負担金について東京都からの通知に基づき増額するものでございます。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費は、69 万 4,000 円の減額を見込むもので、内訳として、(01) 下水道事業費（小河内処理区）は、2 万 2,000 円の増額を見込み、節 03 職員手当等は、人件費の所要の調整により、超過勤務手当を 4 万円増額、節 08 旅費は、コロナ禍による会議未開催等により、職員普通旅費を 1 万 8,000 円減額するものでございます。

次に、(02) 下水道事業費（奥多摩処理区）は、71 万 6,000 円の減額を見込むもので、節 08 旅費では、コロナ禍による会議未開催等により、職員旅費を 2 万 1,000 円減額するもので、次の 10 ページをお開き願います。節 18 負担金・補助及び交付金の 69 万 5,000 円の減額は、多摩川上流流域下水道建設負担金で、東京都からの通知による額の確定により減額するものでございます。

次に、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費は、8 万 3,000 円の増額を見込むもので、(01) 浄化槽市町村整備推進事業費の節 10 需用費は、4 万円の減額で、浄化槽ブローア部品等の消耗品の執行見込みによるもので、次の節 11 役務費 13 万 3,000 円の減額は、都水道局からの通知に基づき、使用水量確認手数料を減額するもので、次の節 12 委託料は、25 万 6,000 円の増額で、保守点検委託の今後の点検執行見込みにより増額するものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費、節 28 予備費 18 万 7,000 円の減額は、歳入歳出予算の調整により、減額するものでございます。

次に、11 ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。1 の特別職、職員数 13 人は、下水道事業運営委員で、比較の欄、給与費の報酬 8 万 5,000 円の減額は、先ほどもご説明いたしましたが、コロナ禍による下水道事業運営委員会が未開催となったため減額となるものでございます。

次に、12 ページをお願いいたします。一般職給与明細書でございます。職員数は 2 名で、補正予算前後の比較で給与費欄の職員手当が 4 万円の増額でございます。職員手当の内訳につきましては、下表をご覧ください。中央比較の欄で、超過勤務手当が 4 万円増額となるものでございます。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 21 号の説明は終わりました。

次に、議案第 22 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 議案第 22 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）の内容についてご説明いたします。

3 ページをお開きください。収益的収入の実施計画書でございます。病院事業収益を 400 万円減額するもので、これは、項 1 医業収益のうち、目 1 入院収益を実績から一日当たりの入院患者数を減で見込み、2,387 万 8,000 円減額するものです。令和 2 年 4 月から令和 3 年 2 月までの入院患者数の対前年度比較では、延べ 1,114 人減と大幅な減少となりました。

次に、項 2 医業外収益、目 2 都支出金を 30 万円増額し、内容は、年末年始に救急外来とは別に、発熱患者の診療及び検査体制を 2 日間確保したことによる補助金です。

次に、目 7 国庫補助金を 1,957 万 8,000 円追加するもので、内容は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行に対応するため、発熱患者専用の診察室を設けて発熱患者等を受け入れる体制を確保した補助金となります。

4 ページをお開きください。収益的支出の実施計画書でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく総額で 400 万円減額するものです。

まず、項 1 医業費用のうち、目 1 給与費を 431 万 4,000 円減額するものです。内訳は、給料が 170 万円の減、手当が 235 万 8,000 円の減、法定福利費が 25 万 6,000 円の減で、主な内容は、看護師 2 名退職に伴い欠員となったこと、年間所要額を調整したことによる減額です。

次に、目 2 材料費は、78 万 6,000 円減額するものです。内訳は、薬品費が実績により 178 万 6,000 円減額するもので、診療材料費は、100 万円増額するもので、手袋など感染対策用物品の購入により増額するものです。

次に、目 3 経費は、110 万円増額するものです。内訳は、燃料費 50 万円増で、重油の実績により増額し、委託料は 60 万円増額し、内訳は、技術職員、薬剤師、診療放射線技師が休暇等取得時に派遣職員を委託したことにより、増額するものです。

5 ページをお開きください。給与費の明細書でございますが、先ほど支出の給与費のところの説明した内容を詳細な表にまとめたものですので、説明は省略させていただきます。

次の 6 ページから 9 ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、決算見込みに基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 22 号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 22 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

議案第 15 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出それぞれの質疑を行い、議案第 16 号から議案第 22 号までについては、歳入、歳出を含め、一括して行います。

はじめに、議案第 15 号の歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

歳入の 77 分の 16 ページですけれども、項 03 都委託金の目 04 農林水産業費委託金で 439 万円の増加ということで、ツキノワグマ緊急対策事業委託金増となっておりますけれども、歳出面においても委託料が 443 万 1,000 円ほど増加となっておりますけど、これにつきまして令和 2 年度のツキノワグマの捕獲頭数の実績等の内容についてお尋ねしたいのと、また、わかりましたら捕獲場所も教えていただきたいということと、3 点目としまして、関連して奥多摩猟友会の方々が大変頑張っておられると思うんですけども、会員数や年齢構成等の陣容について分かる範囲内でお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9 番、石田議員さんからのご質問にお答えいたします。

歳入 16 ページの都支出金、都委託金の農林水産業費委託金の中のツキノワグマ緊急対策事業委託金の 439 万円の増額と、歳出の部分も含めての増額の部分に関するものでございます。ツキノワグマの関係の実績ということで、捕獲頭数につきましては、令和 2 年度につきましては 11 頭捕獲をしている状況でございます。令和元年度が 12 頭でございますので、令和元年、令和 2 年と非常に多くツキノワグマの人家周辺への出没が出てきているという状況でございます。

また、大きな増額の理由といたしましては、令和元年度につきましては、東京都に緊急要望等行った関係から、実際に委託金の開始の時期、協定の時期というのが令和元年度は 9 月 24 日に協定の締結をさせていただいて、そこからの分ということで、見回り等の費用に対する委託金が出たという状況でございますが、令和 2 年度も引き続き、協定は 4 月に締結をいたしまして、猟友会との契約は 7 月に契約をしております。実施期間が令和元年度より令和 2 年度のほうが長い状況でございます。ただし、出没につきましては令和 2 年度のほうが多いような状況で、猟友会の皆様にご苦勞いただきまして、朝、夕方という状況で人家周辺の見回りをさせていただきました。

また、令和2年度につきましては、令和元年度は、主には檻の設置と捕獲、捕獲の費用という部分がメインになりますけれども、令和2年度につきましては、クマの出没を抑えるために緩衝帯の整備、草刈りとか、やぶの草刈り等、そういうものも委託の内容に入ってきた部分、また、電気柵の設置につきましても委託内容に含まれてきたというような状況から、令和元年度から比較すると、大きく伸びているという状況でございます。

次に、捕獲場所につきましては、11頭捕獲という部分になりますが、主には峰谷地区が非常に多く、ほぼ峰谷地区になるんですけれども、11頭の詳細な場所につきましては、手元に資料を持ってこなかったものですから、後ほどお答えさせていただければと思います。

また、猟友会の年齢構成等についてのご質問がございました。猟友会につきましては、今現在、32名の方が加入をされているという状況でございます。構成という部分でございますが、町内在住の方が13名、町外在住の方が19名ということで、平均年齢といたしましては60.78歳という状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

タブレットのページは14ページで、款15都支出金、項02都補助金の目02民生費都補助金、節02児童福祉費補助金の説明のところの01児童福祉費補助金の7行目、主任虐待ワーカー事業とその下の子どもと子育て家庭に対する安心安全確保対策支援事業という中身を教えていただきたいんですけど、お願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田議員の質問にお答えさせていただきます。

主任虐待ワーカー事業350万円の皆増ということだと思っておりますが、虐待ワーカーは、児童福祉士の2名が、1名は持っていたんですが、2人目がここで取得しまして、その関係で補助金が付いたものでございます。

それで、虐待ワーカーは、主に児童虐待の相談、虐待が認められる家庭等への支援等を関係機関と連携の基に行うということで、そういった相談に携わるものでございます。

それとその下の子どもと子育て家庭に対する安全安心確保事業56万7,000円ということなんですが、こちらは、歳出の35ページになります。こちらに防災対策としまして2つの保育園に防災用品の補助金を出す事業なんですけど、こちらほうの補助金として充てられる部分で氷川、古里の保育園に防災用品、避難者保存水、保存食料等、こういったもの

を充てるための補助金ということになります。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の歳入の質疑を終結します。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、午後 3 時 10 分から再開いたします。

午後 2 時 55 分休憩

午後 3 時 08 分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計歳入の件で石田議員より質問がございましたので、回答をまず最初に行います。観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9 番、石田議員さんからの歳入でのご質問の答弁漏れについてお答えいたします。

ツキノワグマの捕獲場所ということで、小河内地区が 7 頭、日原地区が 3 頭、大沢地区が 1 頭でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 次に、議案第 15 号の歳出の質疑を行います。7 番、澤本幹男議員。

○7 番（澤本 幹男君） 7 番、澤本です。

21 ページなんですが、総務費で、真ん中の企画のところ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、1,580 万と一般財源で 729 万 3,000 円と。これがバス路線対策費補助金増になって、確定ということで、諸事情があるんですけど、コロナ対策の感染症でいただいたお金をバス路線のこれに使っていいのかどうか。そういう規定は、多分あるんですけど、バスも相手方が民間であるし、どこまでそういうことが許されているのか、こういうふうにするという指示があるのか。ありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 7番、澤本議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

歳出21ページ、目07企画費のところでございます。今ご質問いただいた部分、歳出のほうは負担金補助及び交付金ということで、バス補助が2,300万円ほどというところですが、お話の核心の部分でその左側中段になりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が特定財源として1,580万円入っているという部分でございます。質問の概要といたしましては、特定の事業者に対しての補助金ということで、いわゆる国のお金ではありますけれども、公的資金を使えるのかというようなところのご質問かと思っております。

こちらにつきましては、先月2月の中旬に国のほうから通達、またQ&Aが来ております。その中には「特定の事業者等に対する支援に交付金を使用することは可能か」というようなところがございます。こちらにつきましては、「地域の実情に合わせて必要な事業であれば、原則として使途に制限はない。ただし、特に特定の事業者等に対してのみ支援を行う事業については、各地方公共団体において新型コロナウイルス感染症への対応としての必要性や費用対効果を十分吟味した上で実施することが望ましい」というように示されております。

併せてこちらにつきましては、内閣府のほうもそうですし、町のほうも今後、これも規定によるんですけども、一般の方にも公表していきなさいということでございますので、ホームページ等を通じて公表してまいりたいとも思っております。

また、臨時交付金のほうから1,580万円ということで、一般財源の持ち出しも700万円ほどあるということで、ここの差の部分なんですけども、これにつきましては、この算出根拠というのもちろんと出しなさいというふうになっていまして、令和2年度は現在動いている部分ですけども、それ以前の3年平均という部分の赤字額と今の悪化している状況との比較をさせていただいて、そこで上回っている部分が1,580万円ほどというところで、その部分を数字として採らせていただいて、そこがコロナの影響ですよというような形でこのように計上させていただいたという状況でございます。

また、理由としましても、町内で唯一走っているバス路線ということで、公共交通の意味合いも、これしかないという部分ありますので、これについては問題ないという形で国のほうにも今計画を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。11 番、高橋邦男議員。

○11 番（高橋 邦男君） 11 番、高橋です。

今のところで質問させていただきます。バス路線維持対策費補助金のところです。今、説明があったように、バス路線の意義ということで、コロナウイルス拡大のために利用客が減ったということでの補てんだと思います。それも今後必要だと思うんですけど、平成 31 年度の町からの補助金のほうが 5,700 万円ほどあったと思います。今後も多分、赤字の部分の補てんは続くと思うんですけども、ただ幾らでもいいよということはないと思うんですけど、会社側との協議の中で、経営努力なり、何か補助金の額が少しでも町から出す分が少なくなるように、町としてもいろいろ交渉はしていると思うんですけど、今後の交渉について、まだ西東京のほうに経営努力をしてほしい部分も自分なんか個人的には思っているんですけど、町はどのように思っているか、ちょっとお話しできる部分はお願いしたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 11 番、高橋議員さんからのご質問にお答えいたします。

同様に、21 ページのバス路線維持対策費補助金の部分でございます。内容の要旨としましては、コロナの状況ではありますけれども、引き続き多額の補助金を支出しているということで、その中で、町支出の部分、今後どのような考え方を持っているかというような内容であるかというふうに思っております。

西東京バスとは、町とのほうで年に数回、勉強会というようなことで情報交換含めて会合を開かせていただいております。現下のコロナ禍ということで、本拠地の八王子のほうも、あちらのほうですと、通勤通学のお客さんが平常であれば非常に多いということなんですけども、やっぱりコロナの影響で 6 割ぐらいまで落ちたというような話も聞いております。ある程度感染者数が落ちついている状況であっても、企業のほうがテレワークを推進していたりとか、また、大学も八王子あたり多いと思うんですけども、やはりリモートの授業というようなことで、お客さんが戻って来ないというような現状のお話は伺っております。

奥多摩のほうにつきましては、こういうとあれなんですけど、日常的にはそれほど通勤・通学で使われている方の収入という部分はないということなんですけど、逆に言うと、観光客が非常に落ちたということが今回の赤字の大きな影響になっているというお話であります。

西東京バス、ほかのバス会社もそうですけど、例えば高速バスを止めてしまったりとかということで非常に収入源を求めるのが難しい状況というような話を聞いております。

今後どうしていくかという話の中では、まだ完全な実用にはなっていないですけど、昨年あたりは西東京バスが檜原のほうで、いわゆるお客さんと物流といいますか、荷物を一緒に運ぶとかいう実験なんかもしていますので、ちょっとそういったところも収入を少しでも増やせるようにというようなことで検討はしているような話を伺っております。

それから、町が出しているお金の部分は、町が単独路線と言っています町内を走っている路線と、それから国と都が補助を出して、更にそれに町が出している、いわゆる山梨の丹波・小菅に行く路線の2種類の補助金があるんですけども、今回の場合ですと、鴨沢とか、丹波に行く、山梨に行くほうの路線が非常に落ちたと。いわゆる距離が長いんで、走らせば走らせるほど経費が掛かると。そこにお客様が乗らないと赤字の幅が広がるというそういう構図のようなんですけども、そこについては国・都の補助金が出ていて、ただ45%程度ということで、更に今年の状況で乗車密度が5人を下回ると、またその補助率が下がるというような話で、今回は、東京都のほうも特例で、密度が下がって本来は補助金が下がるんですけども、そこは下げないで特例で見てくれたということなんですけども、今後、東京都のほうも何らかしなくてはならないということもお話をいただいております。

町のほうとしましても、そこを全部国・都が出さないで町が被るということのもちょっと何なんだという話もございますので、東京都の町村会の要望を例年、春に出しているんですが、その中にもまた改めて、そういった地方の足ということでもありますので、西東京バスとも協議を重ねるとともに、東京都に対してもそういった財政支援の部面で要望してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 今の高橋議員のご質問なんですけども、毎年、高橋議員心配していただいています、確かに企業努力も必要だというのは、もうおっしゃるとおりで、今、JRとも協力しながら、いわゆる公共交通をうまく結びつけていこうと。それと、この町と三か町村、今、課長が申し上げたような広範囲なルートをやはり作って行って、そこで顧客を誘導すると。そういうふうなことも少しずつやって行って、JRが増えれば西東京バスに乗る方も増えると、そういうふうな構造を是非作っていく。それには観光事業を我々が一生懸命やらなきゃいけないんですが、そういうところに着目をした会社事業者なども町のほうに訪れていますので、できるだけそのあたりを努力して改善していければ

というふうに思っています。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 53 ページ、川乗のバイオマストイレの撤去が終わったんですかね、これ。それで、かなりお客さんが、今は当然いないんですけど、すごく非常に多いですよ。それこそバイオマスのトイレの容量が足りなかったぐらいのお客さんが来ているので、撤去しちゃった後、環境は悪化する可能性もあるんで、その対策というのはどういうふうに考えていますか。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、小峰議員さんからのご質問にお答えいたします。

53 ページの観光施設整備事業費の工事請負費の中の川乗山登山口バイオトイレの関係のご質問でございます。

まず、1点目がトイレの撤去が終わったかというご質問でございます。現在、トイレの撤去工事をしているところでございます。まだ工期中でございますので、3月末までには撤去して終わらせたいと思っています。予算では、実は、トイレと発電所と、あと取水管の部分全てを撤去するという事で予算のほうは要求させて計上させていただいたところだったんですけれども、こちらが10分の10の東京都の補助金を使って整備をした事業ということで、東京都のほうに確認をしながら進めていたわけでございますけれども、耐用年数の前に撤去してしまうと補助金の返還が生じてしまうということで、トイレにつきましては約130万円の返還金、発電設備については470万円の返還金が出てしまうというところで、この返還金を何とか出ないようにということで、東京都の担当の方にも現地を見させていただきながら事業を進めていたところでございます。

そんな中で、やはり返還金を出さないように努力をしなければいけないというところで、トイレにつきましては、川乗にあったトイレを西久保に同じくバイオトイレが、これは電気を使っているトイレなんですけど、そちらのほうに移設をして、本来のトイレの目的として使うということであれば補助金の返還が出ないということで確認が取れましたので、こちらにつきましては川乗から西久保のバイオトイレの隣に併設する形で移設を考えて今、動いているところでございます。発電設備につきましては、そのまま活用を考えながら、耐用年数までに何とか活用ができる方法を考えていきたいという状況でございます。

まだ3月末ということなので、トイレ自体は現状、工事中で撤去はして、今、既に現地にはない状況でございますので、今後、西久保のほうに移設をして工事を終わらせていきたいと思っております。

また、撤去後のトイレの部分でございます。こちらにつきましては、今、議員さんからもお話がありましており、非常に人気がある登山口ということで、このトイレが稼働できなかった一つの要因といたしましても、やはり容量が不足していたという部分と、渇水期の水不足による発電ができなかったという状況がございます。

基本的に町の考え方といたしましては、川乗の小水力バイオマストイレにつきましては、10分の10の先駆的な事業ということで、水のない、電気のないところに小水力を使ってトイレを活用するという、いわば実証実験的な部分で進めた部分もございました。いろんな問題が出て、様々な問い合わせ等もございましたので、こちらにつきましては昨年の東京都環境局多摩環境事務所への要望事項の中で、基本的に登山口から先のトイレの設置につきましては、環境局、東京都のほうで設置をしていただきたいということで要望を上げているところがございますので、今後、登山道以降、登山道に入ってから先の山の中の部分のトイレにつきましては、東京都に設置を要望していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

55ページの中段、目01都補助道路新設改良事業費、この中で計画変更ということがあったと思うんですけど、この計画変更につきまして、時間的なものが延びるのか、予算的なものが、今後の中で、いろんな人の従業員から何から全て携わる人が半分の労力という形で考えると、期間が延びるのかなど。予算は確保していても工事自体の計画変更は実施時期が延びるのかなど思ったんで、そここのところの確認だけさせていただきます。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 10番、宮野議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

道路新設改良事業、今回大きな補正減ということでございますが、先ほどもご説明しましたとおり、コロナの影響を受けまして、時間的にかなり取られてしまったということと、今年度の新設改良事業の大きな事業として橋梁関係を見込んでいたところがございますが、東京都さんのほうからの情報によりますと、橋梁の製作業界も動きがかなり鈍化しているということで、原材料の確保もちょっと見通しが厳しいんじゃないかというような指導、助言をいただいたもんですから、今回、見送りということで判断させていただいたところでございますが、もちろんこれは継続して翌年度以降、仕切り直しをしまして、路線として最終的に完了まで進めていくという考えでおりますので、ご理解をいただきたいなとい

うふうに思います。

○議長（原島 幸次君） 10 番、宮野亨議員。

○10 番（宮野 亨君） どうもありがとうございました。

そうすると、何月何日、計画再編までできますよということとは言えないという状況だね。今のワクチンだっているんな形でまた今後延びる可能性があるから、設計は継続しますが、いついつから始めるということとは言えないということで了解します。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 今の時期のお話ですけれども、具体的な開始時期をここでお示しすることは、大変申し訳ないんですが、今できない状況ということでございます。都の補助事業を実施する場合は、設計審査を受けまして、審査に合格しないと工事発注できないという一つの決まり事がございますので、設計図面、設計図書等を全て都庁に持ち込んで合格だということの判断が出た後に、補助金の交付決定をいただけるというステップを踏む流れになっておりますので、具体的に何月からということとは申し上げられないんですが、なるべく早期に発注するように心掛けてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。3 番、相田恵美子議員。

○3 番（相田恵美子君） 3 番、相田です。

タブレット 43 ページの款 04 衛生費、項 01 保健衛生費、説明の一番上のところの予防接種健康被害調査委員報酬というところがございますが、先ほど課長のご説明では5名分報酬が出ているというお話でしたけれども、この委員の方はどのような方々なんでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3 番、相田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

予防接種委員につきましては、予防接種の被害が出たときに先生方になってもらう委員ということで、東京都の指定する先生とか、町内の医師、町の職員としましては、副町長がなることになっているんですが、実は、一般質問のほうでもその点、答えている部分がございますので、その点で答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 3 番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） わかりました。

同じ43ページの節12の委託料の接種券作成委託増とか、この間、森田議員がコールセンターの委託について質問して、JTBに委託をするんだというふうなお話でしたけれども、ほかの委託先というのは教えていただけますか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、相田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

コールセンターの委託につきましては、JTBさんということで委託する予定でおりまして、接種券の作成委託につきましては日本電子計算、こちらのほうが接種台帳のシステムの管理を行っていただいていることから、そちらに委託するような予定でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。8番、小峰陽一議員。

○8番（小峰 陽一君） 今の状態であると、あそこら辺の環境が悪くなる可能性が非常に高いんで、そこら辺は頭に入れておいていただいて、ぜひ早いうちに便所の設置をお願いしたいと思うんで、よろしくをお願いします。返答は結構です。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

ページ数が72ページ、款11、項04、目01、事業継続応援給付金についてお伺いします。町のほうで10万円、応援給付金を出していただきましてありがとうございます。何件ぐらい申請があったか、その部分を教えていただければと思います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 2番、森田議員からのご質問にお答えいたします。

72ページです。こちらの節18負担金・補助及び交付金の中の事業継続応援給付金の件数ということでお話がございました。事業継続応援金につきましては、既に事業が終わっておりまして、合計で186件の申請をいただきまして、給付額といたしましては1,860万円という状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 15 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 15 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 15 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 15 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 16 号の質疑を終結します。

次に、議案第 16 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 3 議案第 16 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 16 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありますか。1 番、伊藤英人議員。

○1 番(伊藤 英人君) 1 番、伊藤です。

7 ページ、総務費、事業(01)利用管理費、役務費の中に W i - F i 回線料、これ皆減だということだったんですけども、皆減になった理由というのが携帯基地局の設置の検討を含めという再検討をしたいということだったのかなと思うんですけども、こういったことは、自分の認識として、まず携帯基地局の設置を検討しているものと考えてよろしいでしょうか。

○議長(原島 幸次君) 観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) 1 番、伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。

7 ページの事業(01)利用管理費の中の役務費で、W i - F i 回線料の皆減の部分で

ございます。こちらにつきましては、利用者の方から、ちょっと電波が、山のふるさと村は携帯の電波が悪いんですけれども、その改善をしてほしいというようなご要望も非常に多くて、実は当初Wi-Fiの回線を設置しようということで予算計上したところでもございました。しかし、東京都との協議の中で、Wi-Fi回線使用料となると年間のランニングコストというのが非常に大きな金額になってしまうというところで、まずは携帯の基地局を設置して、電波の改善を図ろうということで、いつ実施できるかというところはあるんですけれども、まずはWi-Fi回線のほうを設置するということではなくて、携帯の基地局を作って電波の改善を図ろうということで、それからいろいろ考えていければと思っていますので、そういったことで今回は皆減をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。わかりました。携帯電話の複数の事業者さんに連絡を入れて、そういった依頼をしようということだと思います。そういったものは、町の負担は減るものだという認識でいいですかね。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 東京都さんのほうで設置はしていただけないかと思うので、設置費用を町のほうの費用ではないと考えております。

また、Wi-Fiを設置すると、先ほどお話ししたとおり、ランニングコストが出てしまうというような状況もありますけれども、東京都の委託施設で指定管理施設でございますので、委託料が来ているという状況で、全部が町の持ち出しになるかというところがあるんですけれども、まずは携帯のほうの基地局を設置していただいて改善を図りたいという考えでございます。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第17号の質疑を終結します。

次に、議案第17号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第17号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第17号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の質疑を行います。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

8ページ、特定健康診査等事業費31万4,000円の減となっておりますが、コロナ禍でなかなか健康診断を受けに行きたくないという町民の方もいらっしゃるかと思いますが、受診率とか分かりましたらお願いいたします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 特定健診の関係は福祉保健課になりますので、私のほうで答弁させていただきます。6番、大澤由香里議員さんの質問でございますが、特定健診におきましては、今年度の場合は577名で、受診率が49.0%です。1月31日の時点ということで、昨年度は44.3%ということになっております。コロナ禍の関係で低くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第18号の質疑を終結します。

次に、議案第18号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第18号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第18号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の質疑を行います。質疑はありませんか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） すみません、ちょっと教えていただきたいんですけども、葬

祭費、9ページです。最初のほうの葬祭費が150万円の補正額になっておりますけども、どれぐらいの方に使用されたんでしょうか。教えていただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 3番、相田議員のご質問にお答えします。

9ページの葬祭費の件数ということでよろしいですかね。これにつきましては、4月から現在確定しているのが1月末までの累計で100件。2月は既にほぼ確定だと思うんですけども、8件の件数が出ています。あと3月分は、まだこれからなんですけど、実際、予定と実数でわかっているのは108件です。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第19号の質疑を終結します。

次に、議案第19号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第19号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第19号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号の質疑を行います。質疑はありませんか。1番、伊藤英人議員。

○1番（伊藤 英人君） 事業内容の質問ではないんですけども、11ページ、款03地域支援事業費、事業（01）の介護予防・生活支援サービス事業費など、この以下の部分に関して担当職員が採用できなくて減であるというのが何個かあったように思ったんですけども、そういう状況に不安を感じてしまうんですけども、介護の現場で何か問題など生じていないのでしょうか。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 1番、伊藤英人議員のご質問にお答えさせていただきます。

欠員は、保健師が欠員ということで2つのところから、予算の科目から支出しているた

めに、そのような説明をさせていただいたんですが、保健師が平成 31 年の 4 月から不在となっておりまして、その後、何度も募集はしているんですが、なかなか実際のところ、社会福祉協議会の職員で町に派遣ということになりまして、町の保健師につきましては、募集したところ、何名か集まったんですが、社会福祉協議会ということでなかなか応募がないということで欠員という状態になっております。認知症の担当をしている看護師がその分動いていただいております、町内も駆け回って、いろいろなケースの相談、それから、病院等に引き継いでいる状況でございます。

町としましてもできるだけ早く保健師、それなりの職員を配置したいと思っているんですけど、町の保健師が今 3 名います、そちらに対しまして地域包括のほうにも応援に入る予定ではございましたが、またコロナのワクチンの接種等のこともありまして、なかなか今うまく応援体制についてないような状況となっております。一日でも早くこの状況を何とかしたいという思いではいるんですが、今どこも人材不足ということで、なかなか応募がないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 20 号の質疑を終結します。

次に、議案第 20 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 20 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 20 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 21 号の質疑を終結します。

次に、議案第 21 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第21号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第21号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第22号の質疑を終結します。

次に、議案第22号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第22号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第22号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、午後4時05分から再開いたします。

午後3時54分休憩

午後4時05分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10 議案第23号 令和3年度奥多摩町一般会計予算、日程第11 議案第24号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算、日程第12 議案第25号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算、日程第13 議案第26号 令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算、日程第14 議案第27号 令和3年度奥

多摩町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 15 議案第 28 号 令和 3 年度奥多摩町介護保険特別会計予算、日程第 16 議案第 29 号 令和 3 年度奥多摩町下水道事業特別会計予算、日程第 17 議案第 30 号 令和 3 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算、以上、8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） それでは、議案第 23 号から議案第 30 号までの令和 3 年度奥多摩町一般会計をはじめとする各特別会計、企業会計全 8 会計の予算につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

令和 3 年度の予算編成方針及び予算編成の基本的な考え方、町政運営の基本的事項につきましては、町長から施政方針で申し上げておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、タブレット端末の Side Books を開いたトップページの緑色のフォルダに令和 3 年度当初予算案の概要を格納してございますので、後ほどご参照いただきますようよろしくお願い申し上げます。

各会計の予算の詳細な内容につきましては、予算特別委員会におきまして担当課長から説明をさせていただきますので、本日は、概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第 23 号 令和 3 年度奥多摩町一般会計予算についてご説明申し上げます。

3 ページをご覧ください。第 1 条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 69 億 3,000 万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして 1 億 4,000 万円の増、率にしまして 2.1%の増となります。

2 項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によるものということで、前年度予算と比較した歳入の主な増減につきましては、令和 3 年度当初予算案の概要 2 ページに、歳出の増減につきましては 4 ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

第 2 条継続費でございますが、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

第 3 条町債でございますが、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる町債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表町債」によるものでございます。

第 4 条一時借入金でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借

入金の借り入れの最高額は、10億円と定めるものでございます。

第5条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定めるもので、第1号に規定しておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと存じます。

予算書の4ページをご覧ください。歳入につきましてご説明させていただきます。

歳入におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款01町税から款07地方消費税交付金までとなります。歳入の中で特に大きな減額は、款01の町税で、前年度と比較して4,064万1,000円の減額となります。

前年度と比較して増額となるものは、款08環境性能割交付金、5ページの款10地方交付税、款12分担金及び負担金から款18繰入金まで及び6ページの款20諸収入となります。歳入の中で特に大きな増額は、5ページの款10地方交付税で、前年度と比較して1億円の増額となります。

次に、7ページをご覧ください。歳出につきましてご説明させていただきます。

歳出におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款01議会費から款04衛生費まで及び款08土木費、8ページの款09消防費となります。歳出の中で特に大きな減額は、7ページ中段の款03民生費で、前年度と比較して1億329万4,000円の減となりますが、これは前年度に介護老人福祉施設整備費補助金があったためでございます。

また、前年度と比較して増額となるものは、款06農林水産業費、款07商工費、8ページの款10教育費から款14予備費までとなります。歳出の中で特に大きな増額は、8ページ中段の款11災害復旧費で、前年度と比較して2億4,511万4,000円の増額となりますが、これは令和元年台風第19号に伴う林道災害復旧費、氷川溪谷遊歩道災害復旧費などによるものでございます。

9ページをご覧ください。第2表継続費でございます。3つの事業で継続費を計上させていただきます。

はじめに、款2総務費、項1総務管理費、事業名、西多摩郡町村電算共同利用システム事業、総額7,122万7,000円、年度及び年割額につきましては、令和2年度1,493万1,000円、令和3年度5,629万6,000円でございます。

次に、款9消防費、項1消防費、事業名、地域防災計画更新事業、総額700万円、年度及び年割額につきましては、令和2年度0、令和3年度700万円でございます。

次に、款11災害復旧費、項3過年度災害復旧費、事業名、氷川溪谷遊歩道災害復旧事業、総額1億6,000万円、年度及び年割額につきましては、令和3年度8,000万円、令和

4年度8,000万円でございます。

10ページをご覧ください。第3表町債でございます。

この起債の目的ですが、国の地方交付税の不足分を補完する臨時財政対策債として1億円を予定しております。起債の方法、利率並びに償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

次に、議案第24号 令和3年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,640万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして40万円の増、率にしまして0.5%の増となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して、款02繰入金が40万8,000円の増額となり、款03諸収入が8,000円の減額となります。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、款01総務費が28万3,000円、款02予備費が11万7,000円の増額となります。

以上で、議案第24号の説明を終わります。

次に、議案第25号 令和3年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,400万円と定めるもので、前年度当初予算と同額でございます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、全ての項目で前年度と同額でございます。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して、款01総務費が7,000円の減額となり、款02予備費が7,000円の増額となります。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

次に、議案第26号 令和3年度奥多摩町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,600万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして200万円の増、率にしまして0.3%の増となります。

第2条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借

入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条歳入歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、第1号で規定しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款01国民健康保険税及び款05繰入金となります。

また、前年度と比較して増額となるものは、款03都支出金、款06繰越金及び款07諸収入となり、その他の項目につきましては、前年度と同額となります。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款02保険給付費、款05保健事業費、款08諸支出金及び6ページの款09予備費となります。

また、前年度と比較して増額となるものは、款01総務費、款03国民健康保険事業費納付金となり、その他の項目につきましては、前年度と同額でございます。

以上で、議案第26号の説明を終わります。

次に、議案第27号 令和3年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算でございますが、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,100万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして800万円の増、率にしまして3.8%の増となります。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して減額となる項目はなく、増額となるものは、款01保険料、款02国庫支出金、款03繰入金、款05諸収入となり、款04繰越金につきましては、前年度と同額でございます。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款01総務費及び款06予備費となります。

また、前年度と比較して増額となるものは、款02広域連合納付金、款03保健事業費、款04葬祭費及び款05諸支出金となります。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

次に、議案第28号 令和3年度奥多摩町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして

3,200万円の減、率にしまして3.5%の減となります。

第2条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

第3条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、第1号で規定しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款03国庫支出金、款04支払基金交付金、款05都支出金及び款07繰入金となります。

また、前年度と比較して増額となるものは、款01保険料及び款09使用料及び手数料となり、その他の項目につきましては、前年度と同額でございます。

6ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して減額となるものは、款01総務費、款02保険給付費及び款03地域支援事業費となります。また、前年度と比較して増額となるものは、款04基金積立金及び款07予備費となり、その他の項目につきましては、前年度と同額でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

次に、議案第29号 令和3年度奥多摩町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算でございますが、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,600万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして6,400万円の増、率にしまして10.3%の増となります。

第2条継続費でございますが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」によるものでございます。

第3条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。

第4条歳出予算の流用でございますが、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めるもので、第1号で規定しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

4ページをご覧ください。歳入におきましては、前年度と比較して減額となる項目はなく、款01分担金及び負担金から款05繰入金までが増額となり、その他の項目は、前年度と同額となります。

5ページをご覧ください。歳出におきましては、前年度と比較して減額となるものは、

款 03 公債費及び款 04 予備費となります。

また、前年度と比較して増額となるものは、款 01 総務費及び款 02 事業費となります。

6 ページをご覧ください。第 2 表継続費でございますが、継続費とするものは、款 1 総務費、項 1 総務管理費、事業名、下水道事業公営企業会計移行事業、総額 6,178 万 4,000 円、年度及び年割額につきましては、令和 3 年度 1,730 万 3,000 円、令和 4 年度 2,838 万 2,000 円、令和 5 年度 1,609 万 9,000 円でございます。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。

次に、議案第 30 号 令和 3 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。第 1 条は、総則でございます。

第 2 条業務の予定量は次のとおりで、1 号病床数は 43 床、2 号年間患者数は、入院 6,935 人、外来 1 万 4,012 人、3 号一日平均患者数は、入院 19 人、外来 49 人、4 号年間時間外患者数は 623 人、5 号年間訪問診療患者数は 1,531 人、6 号主要な建設改良事業は、病棟等改修工事費を予定しております。

第 3 条収益的収入及び支出の予定額は、3 ページをご覧ください。収入支出とも 5 億 900 万円で、前年度当初予算と比較いたしまして 800 万円の増、率にしまして 1.6%の増となります。

第 4 条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めるもので、収入では 700 万円を、支出では 1,200 万 9,000 円を予定しており、収入は、前年度当初予算と同額となります。支出では、前年度当初予算と比較いたしまして 284 万 6,000 円の減、率にして 19.2%の減となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 500 万 9,000 円は、建設改良積立金及び過年度損益勘定留保資金で補てんするものです。

4 ページをご覧ください。第 5 条一時借入金の限度額につきましては 3,000 万円を予定しております。

第 6 条次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、1 号職員給与費 3 億 3,016 万 7,000 円、交際費 10 万円としております。

第 7 条負担区分による一般会計及び他会計から、この会計へ補助を受ける金額でございますが、一般会計 9,000 万円、第 2 号国民健康保険特別会計 1,000 円、第 3 号都支出金 8,732 万 6,000 円、第 4 号町出資金 700 万円を予定しております。

第8条棚卸資産の購入限度額は、4,152万6,000円とするものでございます。

以上で、第30号の説明を終わります。

以上で、議案第23号から議案第30号まで8会計の新年度予算の説明を終わります。慎重なるご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の議案第23号から議案第30号までについては、議長を除く委員11名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、本件については予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで、予算特別委員会正副委員長の互選のため暫時休憩とします。休憩中に正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

午後4時31分休憩

午後4時34分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 滋隆君） 休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果をご報告いたします。

委員長に7番、澤本幹男議員、副委員長に5番、木村圭議員、以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 会期中に審査が終了するようお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、3月11日となっておりますので、明日3月10日は休会にしたいと思いますが、これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日3月10日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、3月11日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。早朝より大変ご苦労さまでございました。

午後 4 時 35 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員